

平成30年第4回砂川市議会定例会

平成30年12月10日（月曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 議事日程報告
- 議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 30年 3定 平成29年度砂川市一般会計決算の認定を定めることについて
議案第12号 て
- 30年 3定 平成29年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求め
議案第13号 ることについて
- 30年 3定 平成29年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求め
議案第14号 ることについて
- 30年 3定 平成29年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求め
議案第15号 とについて
- 30年 3定 平成29年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求
議案第16号 めることについて
- 30年 3定 平成29年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定
議案第17号 を求めることについて
- 日程第 6 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第 7 議案第16号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 議案第 3号 砂川市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 議案第 4号 砂川市特別会計条例の全部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 砂川市墓地条例の全部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 砂川市議会議員及び砂川市長の選挙における選挙運動に要す
る費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 議案第 7号 砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例の制定
について
- 議案第 8号 砂川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制

定について

- 議案第 9号 砂川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 砂川市移住定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 平成30年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第 2号 平成30年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
[予算審査特別委員会]

散会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員指名

小黑 弘議員

多比良和伸議員

議事日程報告

議長諸般報告

日程第 2 会期の決定

自 12月10日 3日間

至 12月12日

日程第 3 主要行政報告

日程第 4 教育行政報告

日程第 5 30年 3定 平成29年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて

	議案第12号	て
	30年 3定	平成29年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求め
	議案第13号	ることについて
	30年 3定	平成29年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求め
	議案第14号	ことについて
	30年 3定	平成29年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求め
	議案第15号	ことについて
	30年 3定	平成29年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求
	議案第16号	めることについて
	30年 3定	平成29年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定
	議案第17号	を求めることについて
日程第 6	報告第 1号	専決処分の報告について
日程第 7	議案第16号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 8	議案第 3号	砂川市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
	議案第 4号	砂川市特別会計条例の全部を改正する条例の制定について
	議案第 5号	砂川市墓地条例の全部を改正する条例の制定について
	議案第 6号	砂川市議会議員及び砂川市長の選挙における選挙運動に要す る費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定 について
	議案第 7号	砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例の制定 について
	議案第 8号	砂川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制 定について
	議案第 9号	砂川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定に ついて
	議案第10号	砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第11号	砂川市移住定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制 定について
	議案第12号	砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第13号	砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第14号	砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定につい て
	議案第15号	砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第19号	砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第17号	砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 平成30年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成30年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
[予算審査特別委員会]

○出席議員（13名）

議 長 飯 澤 明 彦 君
議 員 増 井 浩 一 君
 増 山 裕 司 君
 佐々木 政 幸 君
 武 田 圭 介 君
 北 谷 文 夫 君
 小 黒 弘 君

副議長 水 島 美喜子 君
議 員 多比良 和 伸 君
 中 道 博 武 君
 武 田 真 君
 辻 勲 君
 沢 田 広 志 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂川市監査委員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂川市農業委員会会長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
病 院 事 業 管 理 者	平 林 高 之
総 務 部 長	熊 崎 一 弘
兼 会 計 管 理 者	
総 務 部 審 議 監	近 藤 恭 史
市 民 部 長	峯 田 和 興
保 健 福 祉 部 長	中 村 一 久

経 済 部 長	福 士 勇 治
建 設 部 長	湯 浅 克 己
建 設 部 技 監	荒 木 政 宏
病 院 事 務 局 長	朝 日 紀 博
病 院 事 務 局 審 議 監	山 田 基
総 務 課 長	東 正 人
政 策 調 整 課 長	井 上 守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	河 原 希 之
---------	---------

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	山 形 讓
-------------	-------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	熊 崎 一 弘
-----------------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	福 士 勇 治
-------------------	---------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	和 泉 肇
事 務 局 次 長	川 端 幸 人
事 務 局 主 幹	山 崎 敏 彦
事 務 局 係 長	渡 部 秀 樹

開会 午前 9時59分

◎開会宣告

○議長 飯澤明彦君 おはようございます。ただいまから平成30年第4回砂川市議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長 飯澤明彦君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 飯澤明彦君 日程第1、会議録署名議員指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、小黑弘議員及び多比良和伸議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 飯澤明彦君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から12月12日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は3日間と決定しました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 飯澤明彦君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

5ページ、総務部市長公室課の関係では、6点目の砂川市政功労表彰式について、11月3日、地域交流センターゆうにおいて特別功労者1名、市政功労者1名、善行者1名の表彰及び永住功労者113名、高額寄附5件に対し感謝状の贈呈を行ったところであります。

次に、7点目の砂川市町内会連合会との懇談会について、11月8日、砂川市町内会連合会役員と理事者及び各部長との懇談会を開催し、市に対する要望について意見交換を行ったところであります。

次に、8点目の砂川市地域防災訓練について、10月14日、海洋センターにおいて、

地震が発生したことを想定した地域防災訓練を開催し、海洋センターを避難所として指定している町内会、砂川地区広域消防組合、砂川警察署、砂川市防火防災協力会、札幌開発建設部滝川河川事務所、株式会社NTT東日本、砂川青年会議所、陸上自衛隊滝川駐屯地に協力を要請し、115人の参加があったところであります。当日は、住民避難訓練、初期消火訓練、消防ドローンのデモンストレーション、ハザードマップの説明、緊急物資配布訓練等を実施したところであります。

次に、6ページ、政策調整課の関係では、4点目の砂川市総合教育会議について、9月27日、第1回会議を開催し、いじめアンケートに関する調査、小中学校適正規模、適正配置について意見交換を行ったところであります。

次に、5点目の砂川市第6期総合計画における事務事業進行管理の実施結果の公表について、第6期総合計画第3次実施計画に掲げる、357事務事業について、実績額・成果指標・活動指標の達成度や、その理由などを自己分析する進行管理を行い、その結果をホームページ及び情報公開コーナーにおいて公表したところであります。

次に、7ページ、庁舎建設推進課の関係では、1点目の砂川市庁舎建設実施設計に係る検討状況について、庁舎建設基本設計に基づき、建築、構造、設備の各詳細について、関係部署及び関係機関と協議し、実施設計図の作成に向けた条件設計を進めたところであります。

次に、9ページ、市民部市民生活課の関係では、7点目の交通安全運動について、(2)に主な啓発活動を記載してございますが、9月21日に市内各団体による旗の波街頭啓発を実施したところであります。

次に、14ページ、経済部商工労働観光課の関係では、5点目のチーム“SUNAGAWA”団結ワークショップについて、12月3日、砂川市役所大会議室において、一般社団法人地球MD代表理事の山本聖氏を講師に迎え、農業・商業・工業関係者等が団結し、砂川の魅力である福祉・医療・産業を掛け合わせることで、砂川らしいブランドを見つけ出すワークショップを開催し、70人の参加があったところであります。

次に、15ページ、6点目の観光宣伝活動について、9月26日、まちづくり観光デザインセンター代表の加藤肇子氏をコーディネーターに迎え、女性同士で語るゆったりミーティングが開催され、8月18日に実施した空と緑とスイーツのまちすがわで癒やされご褒美旅の反省評価、今後の方向性についてミーティングを実施し、14人の参加があったところであります。

また、11月7日、北海道の観光振興に寄与することを目的に、公益社団法人北海道観光振興機構が主催する「北海道観光説明会・商談会」が東京都ホテルメトロポリタンエドモンドにおいて開催され、旅行会社との個別面談等を通じ、今後のプロモーションについて情報収集を行ったところであります。

次に、21ページ、建築住宅課の関係では、6点目のすながわハートフル住まいる推進

事業について、各事業の8月から10月までの交付件数及び交付金額は、(1) 永く住まいる住宅改修補助金は23件、483万7,000円、(2) まちなか住まいる等住宅促進補助金は13件、559万5,000円、(3) 高齢者等安心住まいる住宅改修補助金は5件、102万円、(4) 住宅用太陽光発電システム導入費補助金は2件、41万1,000円、(5) 老朽住宅除却費補助金は14件、467万9,000円をそれぞれ交付したところであります。また、子育て支援として子育て世帯に対し補助率の上乗せや補助金の加算を行っておりますが、(2) まちなか住まいる等住宅促進補助金は5件、100万円を加算して交付したところであります。また、移住、定住促進として、砂川市に移住された方に対して新規移住祝金を交付しておりますが、1件、20万円相当の商品券を交付したところであります。

次に、22ページ、7点目の住み替え支援事業について、各事業の8月から10月までの交付件数及び交付金額は、(1) 登録物件促進補助金は4件、40万円、(2) 同居近居促進補助金は1件、10万円、(3) 子育て支援補助金は7件、110万円、(4) 移住促進補助金は2件、20万円及び20万円相当の商品券をそれぞれ交付したところであります。

次に、23ページ、市立病院の関係では、2点目の病院祭について、9月29日、地域住民とのふれあいを深め信頼され期待される病院を目指すため、第8回病院祭を開催いたしました。病院祭では、座談会、演奏会やコーラス、フラダンスなどのイベントや院内探検ツアー、ボランティアラーメンのほか、職員による各体験コーナーなどを実施し、約1,200人の来場があったところであります。

以上申し上げまして、主要行政報告といたします。

◎日程第4 教育行政報告

○議長 飯澤明彦君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) 前回定例会以降における教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。1点目の市立小中学校の適正規模・適正配置に係る説明と意見を伺うことについて、9月27日、市役所で総合教育会議6人参加、10月4日、公民館で教育委員・社会教育委員、14人参加、11月1日、公民館で教育委員会事務事業外部評価委員5人が参加し、開催いたしました。

2点目の校区内におけるブロック塀等に係る情報について、6月から7月まで市の関係部署による目視点検を行い、形状に破損等が見られる塀等の所有者へ文書を送付後、状況が変わっていない23カ所の情報を9月18日に校区ごとに提供し、各小中学校では通学時の注意喚起を行いました。

3点目の通学路に係る緊急合同点検について、北海道教育委員会より通知を受け、各小中学校による対象箇所の抽出を経て、9月19日に市内29カ所を関係者により点検しました。

4点目の第66回北海道学校保健・安全研究大会空知（砂川）大会について、10月21日、地域交流センターゆうにおいて、北海道教育委員会、公益財団法人日本学校保健会、同北海道学校保健会、砂川市教育委員会の主催により、児童生徒の健康的な生活習慣に向けた資質や能力の育成に関する研究協議等を行い、道内関係者232人が参加しました。

5点目の放課後学習サポート事業の一般公開について、10月29日から11月2日に公民館において、小学校4年生から6年生の一般公開を実施し、参観者は記載のとおりでありました。

7点目の砂川市仲間づくり「子ども会議」について、11月30日、公民館において、市内小中高校における仲間づくりの取り組み等の発表やいじめのない学校を目指して話し合うグループ協議を行い、児童生徒会代表者30人が参加しました。

次に、2ページの社会教育課所管では、1点目の秋のあいさつ運動について、9月12日から14日までを強調週間として、あいさつ運動推進委員会の主催により実施し、市内小中高校、PTA、町内会、老人クラブ、ボランティアなどの58団体、1,763人が参加しました。

3点目の生涯学習市民の集い「いってみよう やってみよう 2018」について、9月29日、公民館において、社会教育委員の会議の主催により実施し、北海道三井化学株式会社、三共建具工業株式会社、砂川高校、砂川警察署、砂川地区広域消防組合、ネイパル砂川、公民館グループ・サークルなどの協力のもと市民等334人が参加しました。

4点目の砂川市善行青少年表彰について、10月11日、公民館において、砂川小学校児童会及び石山中学校吹奏楽部を青少年の模範となる地域社会への貢献活動が顕著であるとして、砂川市青少年問題協議会より表彰しました。

次に、3ページの公民館所管では、1点目の第51回砂川市民文化祭について、10月13日から14日まで、地域交流センターゆうにおいて、市民文化祭実行委員会の主催により市制施行60周年記念事業として実施し、発表団体は芸能部門に33団体、文芸展示部門に46団体、発表者は両部門を合わせて約930人、鑑賞者は合わせて約2,170人でありました。

2点目の郷土資料室特別展「マツオ美術館寄贈品展」について、10月20日から11月11日まで、公民館において、市が寄贈を受けた美術工芸品等約30点を展示し、期間中に554人が鑑賞しました。

次に、4ページの図書館所管では、1点目の新たな図書館利用サービスについて、9月12日から図書館管理システムを更新し、パソコンやスマートフォンからインターネットを利用した貸し出し中圖書の予約及び貸し出し状況等の確認や自分が借りた本などのブッ

クリストの作成ができるサービスを開始しました。

次に、スポーツ振興課所管では、1点目の全道大会への出場について、8月25日、釧路市で第37回北海道小学生バドミントン大会が開催され、女子シングルスに砂川小学校1年、上杉優月さんが、女子ダブルスに中央小学校4年、和島希歩さんと同じく3年、渡邊千鶴さんが出場し、結果は記載のとおりでありました。9月2日、小樽市で第20回北海道ジュニア陸上競技選手権大会が開催され、男子200メートル走に砂川中学校3年、佐伯昌矢君が、男子100メートル走に同じく1年、吉田圭祐君が、結果は記載のとおりでありました。

5ページの2点目、第29回北海道中学生剣道錬成大会について、9月16日に開催予定でしたが、北海道胆振東部地震の影響により中止となりました。

3点目の北海道日本ハムファイターズ野球教室について、9月22日、砂川市営野球場において、市制施行60周年記念事業及び市営野球場改修工事完了こけら落としとして、北海道日本ハムファイターズベースボールアカデミーコーチの牧谷宇佐美氏、杉山俊介氏を講師に迎えて基本指導を行い、小学生72人、中学生36人、合計108人が参加しました。

次に、学校給食センター所管では、1点目の学校給食の異物混入について、11月9日に配食した学校給食の中華卵スープにアブラムシが混入し、小中学校7校中5校で発見されました。原因は、具材である白菜に付着していたもので、滝川保健所に照会の上、健康に害がないことを確認し、保護者に対する文書を発出しました。

以上申し上げまして、教育行政報告といたします。

- ◎日程第5 30年3定議案第12号 平成29年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて
- 30年3定議案第13号 平成29年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて
- 30年3定議案第14号 平成29年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて
- 30年3定議案第15号 平成29年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて
- 30年3定議案第16号 平成29年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて
- 30年3定議案第17号 平成29年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて

○議長 飯澤明彦君 日程第5、平成30年第3回定例会議案第12号 平成29年度砂

川市一般会計決算の認定を求めることについて、議案第13号 平成29年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第14号 平成29年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて、議案第15号 平成29年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第16号 平成29年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて、議案第17号 平成29年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについての6件を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長 武田圭介君（登壇） 平成30年第3回市議会定例会において決算審査特別委員会に付託されました議案第12号から第17号までの平成29年度一般会計、特別会計並びに事業会計の決算について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

9月14日に委員会を開催し、委員長に私武田圭介、副委員長に中道博武委員が選出され、10月1日に委員会を開催し、付託されました6会計の決算について慎重に審査し、議案第12号から第17号まで簡易による採決の結果、各会計いずれも原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 飯澤明彦君 これより決算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで決算審査特別委員長の報告に対する一括質疑を終わります。

これより平成30年第3回定例会議案第12号から第17号までの討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、平成30年第3回定例会議案第12号から第17号までを一括採決します。本案を、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、決算審査特別委員長の報告のとおり認定されました。

◎日程第6 報告第1号 専決処分の報告について

○議長 飯澤明彦君 日程第6、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。提案者の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長 河原希之君 (登壇) 私から報告第1号 専決処分の報告についてご説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

内容につきましては、総合体育館敷地内における草刈り作業時の石はねによる損害賠償金の額の決定についてであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。専決処分であります。総合体育館敷地内における草刈り作業時の石はねによる損害賠償金の額を下記のとおり決定するものであります。

事故発生年月日は、平成30年9月2日日曜日午後1時20分ごろであります。発生場所は、砂川市日の出1条南9丁目2番2号、砂川市総合体育館駐車場であり、損害賠償の相手方住所、氏名、相手方車両名、当市業務員については記載のとおりであります。事故の概要は、当市業務員が多目的広場にて刈り払い機を使用して草刈り作業をしていた際、石はねにより総合体育館駐車場に駐車していた当該車両の窓ガラスを破損したものであります。過失割合につきましては、当市が100%であり、相手方に過失はございません。賠償金は14万8,777円であり、専決処分年月日は平成30年9月21日であります。支払い先は、砂川市空知太西1条3丁目3番55号、北星自動車整備工業株式会社であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 以上で提案説明を終わります。

これより報告第1号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

◎日程第7 議案第16号 専決処分の承認を求めることについて

○議長 飯澤明彦君 日程第7、議案第16号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 議案第16号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年度砂川

市一般会計補正予算について専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

専決処分の年月日は、平成30年10月17日であります。

専決処分の理由であります。平成30年度一般会計補正予算について、平成30年9月5日の台風21号の強風による街路樹倒木等の被害について、安全な道路通行、施設利用等を図るための処置が必要となったこと、あわせて平成30年9月6日の北海道胆振東部地震により、道内全域での停電のほか、物流が滞るなどの影響があったため、避難所を開設し、備蓄食料等を配布したため、備蓄食料等を速やかに補充する必要があることから、平成30年度同会計予算の補正について特に緊急を要するが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、当該予算を専決処分により補正したので承認を求めるものでございます。

次のページをお開きいただきたいと存じます。今回の補正は、第4号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ119億7,882万9,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたします。初めに、10ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費で972万円の減額は、財政調整基金積立金による財源調整であります。

次に、12ページ、8款土木費、2項2目道路橋梁維持費で一つ丸、道路橋梁の維持に要する経費の修繕料576万2,000円の補正は、街路樹等樹木の倒木処理34本分及び処分費であります。

同じく4項2目公園管理費で一つ丸、公園の維持管理に要する経費の修繕料217万8,000円の補正は、市内公園内の立ち木等の樹木倒木17本の処理費であります。

次に、14ページ、9款消防費、1項2目災害対策費で一つ丸、災害対策に要する経費の備蓄品購入費38万5,000円の補正は、9月6日発生 of 北海道胆振東部地震により道内全域で停電したほか、物流が滞るなどの影響があったため避難所を開設し、希望者に備蓄食料を配布したため、補充する備蓄品を購入する費用であります。

次に、16ページ、10款教育費、2項1目小学校管理費で一つ丸、学校の管理に要する経費の修繕料131万7,000円の補正は、砂川小学校、豊沼小学校における倒木7本の処理費であります。

同じく3項1目中学校管理費で一つ丸、学校の管理に要する経費の修繕料22万7,000円の補正は、砂川中学校における倒木4本の処理費であります。

同じく5項2目体育施設費で一つ丸、総合体育館の管理に要する経費の修繕料23万6,000円の補正は、総合体育館における倒木4本の処理費であります。

歳入につきましては、5ページ、総括でご説明をいたします。15款道支出金で38万5,000円の補正は、災害救助費に係る消防費道補助金であります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第16号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第16号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第16号を採決します。

本案を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

- ◎日程第8 議案第 3号 砂川市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 議案第 4号 砂川市特別会計条例の全部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 砂川市墓地条例の全部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 砂川市議会議員及び砂川市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 砂川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 砂川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 砂川市移住定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

議案第13号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第1号 平成30年度砂川市一般会計補正予算

議案第2号 平成30年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

○議長 飯澤明彦君 日程第8、議案第3号 砂川市下水道事業の設置等に関する条例の制定について、議案第4号 砂川市特別会計条例の全部を改正する条例の制定について、議案第5号 砂川市墓地条例の全部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市議会議員及び砂川市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 砂川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 砂川市移住定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成30年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成30

年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算の19件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 湯浅克己君（登壇） 私から議案第3号、議案第9号から第14号までをご説明申し上げます。

初めに、議案第3号 砂川市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由は、下水道事業に地方公営企業法第2条第2項の財務規定等を適用するため、本条例を制定しようとするものであります。

初めに、本条例を制定する経過についてであります。国は現下の人口減少等による料金収入の減少、施設設備の老朽化に伴う更新投資の増大など、厳しさを増す経営環境を踏まえ地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むため、下水道事業などについて公営企業会計の適用の推進を求めているところであります。本市の下水道事業においても、人口減少などによる下水道使用料の減少、施設の老朽化が進行していることから、地方公営企業法の財務規定等を適用することとし、現行の官公庁会計方式から企業会計方式への移行により貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成等を通じて経営、資産等を正確に把握し、経営の健全性や計画性、透明性の向上を図るものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市下水道事業の設置等に関する条例についてご説明を申し上げます。

第1条は、下水道事業の設置の定めであり、市民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発展に寄与し、あわせて公共用水利の推進の保全に資するため、公共下水道事業及び個別排水処理施設事業（以下「下水道事業」という。）を設置すると定めるものであります。

第2条は、法の財務規定等の適用の定めであり、地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2号の規定に基づき、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用すると定めるものであります。

第3条は、経営の基本の定めであり、第1項は、下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないと定め、第2項は、公共下水道事業の排水区域、排水区域面積及び排水人口は、下水道法第4条第1項の事業計画において定めるものとする定め、第3項は、個別排水処理施設事業の排水区域は、前項に規定する事業計画で定める排水区域を除く区域とする定めであります。

第4条は、重要な資産の取得及び処分等の定めであり、法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、

土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡すると定めるものであります。

第5条は、職員の賠償責任の免除の定めであり、市長は、法第34条において準用する地方自治法第243条の2第8項の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任を免除する場合は、議会の同意を得なければならないと定めるものであります。

第6条は、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等の定めであり、下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が100万円を超えるものとするものとして定められています。

第7条は、業務状況説明書類の作成の定めであり、第1項は、市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならないと定め、第2項は、前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならないとし、第1号を事業の概況、第2号を経理の状況、第3号を前2号に掲げるもののほか、事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項と定め、第3項は、天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならないと定めるものであります。

第8条は、委任の定めであり、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めると定めるものであります。

附則として、第1項は施行期日であり、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

第2項は、砂川市公共下水道設置条例の廃止であり、砂川市公共下水道設置条例は、廃止するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第9号 砂川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、下水道事業に地方公営企業法第2条第2項の財務規定等を適用すること及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を

改正する法律の施行による消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、個別排水処理施設使用料を改めるとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては7ページ、議案第9号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

初めに、題名の次に目次として第1章から第7章まで及び附則を付するものであります。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、「生活雑排水」を「この条例は、生活雑排水」に、「本市に」を「市が設置する」に、「を設置する」を「に関し必要な事項を定めるものとする」に改めるものであります。

第2条は、用語の定義の定めであり、第1号中「(合併処理浄化槽をいう。)」を削り、「管理」を「設置」に改め、第2号中「並びに」の次に「処理水」を加え、第3号中「連絡」を「連結」に改めるものであります。

第3条は、区域の定めであり、全文を改めるもので、第1項は、市が設置する個別排水処理施設の設置対象区域は、砂川市下水道事業の設置等に関する条例第3条第3項に規定する区域とする。ただし、規則で定める区域を除くものとする。第2項は、市長は、特別な事情があると認めた場合には、前項本文の区域外であっても個別排水処理施設を設置することができる。と定めるものであります。

第4条は、管理の定めであり、「市が」の前に読点を加えるものであります。

第6条は、排水設備の接続方法の定めであり、「行おうとするときは」を「行おうとするときの工事の実施方法は、規則で定めるところにより」に、「工事の実施方法で規則の定めるところによらなければ」を「ようにしなければ」に改めるものであります。

第7条は、排水設備の計画の確認の定めであり、第1項中「確認申請書」を「、排水設備確認申請書(以下「申請書」という。)」に、「提出し、市長の」を「市長に提出し、」に改め、第2項本文中「、その確認」の前の読点を削り、「あらかじめ」の前に読点を加え、「確認申請書を提出して」を「申請書を提出し」に改めるものであります。

第8条は、排水設備の工事の実施の定めであり、第1項中「技能を有する者」を「技能を有するもの」に改め、第3項中「公認業者」を「公認業者の指定その他の公認業者」に、「市長が別に」を「規則で」に改めるものであります。

第10条は、個別排水処理施設の使用及び流入制限の定めであり、第1項中「その使用」の前に読点を加えるものであります。

第11条は、使用開始等の届出の定めであり、「開始、休止、若しくは廃止」を「開始し、休止し、若しくは廃止し、」に、「規則に定めるところにより」を「規則で定めるところにより、」に改めるものであります。

第12条は、使用料の徴収の定めであり、第1項中「ものとする」を削るものであります。

第13条は、使用料の算定の定めであり、第2項中「個別排水処理施設」の前に読点を加え、「開始、休止、若しくは廃止」を「開始し、休止し、若しくは廃止し、」に改めるものであります。

第14条は、汚水排出量の定めであり、第1項第2号中「第2項」を「次項」に改め、「別表第2」の前に読点を加え、「ところによる」を「ものとする」に改めるものであります。

第15条は、届出を行わないときの使用料の定めであり、第1項中「より使用開始」を「よる使用開始又は使用再開」に改め、同項第2号中「使用開始の届出を行っていない排水設備を使用する」を「前号以外の」に、「引継ぎ」を「引き続き」に改めるものであります。

第16条は、使用料の減免の定めであり、「、その他」の前の読点を削り、「認める時」を「認めるとき」に改め、「の全部又は一部」を削るものであります。

第17条は、送風機動力費の負担の定めであり、「使用者」の前に読点を加えるものであります。

第18条は、排水設備の撤去の定めであり、「申請書」を「撤去許可申請書」に改め、「許可」の前に読点を加えるものであります。

第19条は、排水設備の検査の定めであり、第1項中「立入り」を「立ち入り」に改め、第2項本文中「立入ろう」を「立ち入ろう」に改め、「承諾」の前に読点を加え、同項ただし書き中「この限りではない」を「この限りでない」に改め、第3項中「立入ろう」を「立ち入ろう」に改め、「これを提示」の前に読点を加えるものであります。

第20条は、分担金の徴収の定めであり、「ものとする」を削るものであります。

第21条は、受益者の定めであり、本文中「受益者とは」を「前条の受益者とは」に、「排水整備を接続」を「連結」に改め、ただし書き中「設定された使用貸借若しくは」を「設定された使用貸借又は」に改めるものであります。

第22条は、受益者の分担金の額の定めであり、「の10パーセント」を「に10パーセントを乗じて得た額」に改めるものであります。

第23条は、分担金の賦課及び徴収の定めであり、第1項中「設置申し込み」を「設置の申し込み」に改め、「場合」の次に「には」を加えるものであります。

第24条は、分担金の徴収猶予の定めであり、「受益者が当該」を削るものであります。

第25条は、分担金の減免の定めであり、「次に掲げる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、第1号中「公の生活扶助」を「生活保護法の規定による扶助」に改め、第3号中「前各号」を「前2号」に改めるものであります。

第26条は、受益者に変更があった場合の取扱いの定めであり、ただし書き中「第23

条」を「同条」に、「いたっている」を「至っている」に改め、「負担」を「納付」に改めるものであります。

第28条は、資金の貸付けの定めであり、「水洗式」を「水洗便所」に改めるものであります。

第29条は、貸付けの対象者の定めであり、第3号中「個別排水処理施設整備事業分担金」を「分担金」に改めるものであります。

第30条は、貸付けの条件の定めであり、第4号中「市長が別に」を「、規則で」に改めるものであります。

第35条は、行為の制限等の定めであり、「別に」を「、規則で」に改めるものであります。

第39条は、監督処分等の定めであり、第1項第2号を削り、同項第3号中「承認」を「確認」に改め、同号を同項第2号とし、第2項中「承認」を「確認」に改め、「前項」の前に読点を加え、同項第3号中「全各号」を「前2号」に、「管理上の理由」を「管理上の理由以外の理由」に改めるものであります。

別表第1（第13条関係）中表の部分を改めるものであります。

別表第1（第13条関係）は、個別排水処理施設使用料の額を定めるものであり、表の各料金について消費税等の税率改正分を上乗せするものであり、円未満を切り捨てし、円単位で設定した単価に改めるものであります。

附則として、第1項は施行期日であり、この条例は、公布の日から施行するものであり、ただし、第3条の改正規定は平成31年4月1日から、別表第1（第13条関係）の改正規定は平成31年10月1日から施行するものであります。

第2項は、使用料の適用に関する経過措置であり、別表第1（第13条関係）の改正規定において、平成31年10月1日前から継続し、平成31年10月31日までの間に確定する使用料については、なお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第10号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行による消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、駐車場の使用料の規定を改めるとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと思います。砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては3ページ、議案第10号附属説明

資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第16条は、家賃の決定の定めであり、第1項ただし書き中「第32条第1項の規定による」の次に「報告の」を加え、第5項中「請求及び」を「請求その他の」に改め、「第9条に規定する方法」の次に「（第24条第1項及び第27条第1項において「収入調査」という。）」を加えるものであります。

第24条は、収入超過者に関する認定の定めであり、第1項中「認定した」を「認定し、又は収入調査により把握した」に改めるものであります。

第27条は、高額所得者に関する認定の定めであり、第1項中「認定した」を「認定し、又は収入調査により把握した」に改めるものであります。

第61条は、使用料の定めであり、第1項中「100分の108」を「100分の110」に改めるものであります。

なお、第61条第2項で定める駐車場使用料月額につきましては、地代相当額の下落及び消費税及び地方消費税の税率の引き上げを踏まえ、条例に規定する算出方法により計算したところ同額となりましたので、改正は行わないものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであり、ただし、第61条第1項の改正規定は、平成31年10月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第11号 砂川市移住定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市移住定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては3ページ、議案第11号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第12条は、家賃の定めであり、第4項中「日割り計算」を「日割計算」に改めるものであります。

第22条は、住宅の明渡し請求の定めであり、第1項中「入居者に対し、」の次に「期限を定めて」を加えるものであります。

なお、第19条第1項で定める駐車場の使用料月額につきましては、市営住宅管理条例の駐車場使用料をもとに算出しておりますので、本条例につきましても消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う改正は行わないものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第12号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、使用料の区分を改めるとともに、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行による消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、使用料を改め、あわせて条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市都市公園条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては9ページ、議案第12号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市都市公園条例の一部を改正するものであります。初めに、題名の次に目次として第1章から第5章まで及び附則を付するものであります。

第2条は、名称等の定めであり、「都市公園」を「公園」に改めるものであります。

第5条は、行為の禁止の定めであり、ただし書き中「行為で、特に市長の承認を受けた場合」を「ものについて」に改めるものであります。

第6条は、利用の禁止又は制限の定めであり、「その他」の前の読点を削るものであります。

第7条の見出し中「施設者の」を削り、見出しを「資格」とし、本文中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改め、「管理させることができるもの」、「有するもの」を表記のとおり改め、同条の次に次の3条を加えるものであります。

第7条の2は、申請書の記載事項の定めであり、第1項は法第5条第1項の規定により条例で定める公園施設の設置又は管理の申請書の記載事項は、次に掲げるものとするとし、第1号として公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項とし、ア、申請者の住所、氏名及び職業、イ、公園施設の設置目的、ウ、公園施設の設置場所、エ、公園施設の設置期間、オ、公園施設の構造、カ、公園施設の管理方法、キ、公園施設の設置工事の期間及び実施方法、ク、公園の復旧方法、ケ、その他市長の指示する事項。第2号として、公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項とし、ア、申請者の住所、氏名及び職業、イ、公園施設の管理目的、ウ、管理する公園施設、エ、公園施設の管理期間、オ、公園施設の管理方法、カ、その他市長の指示する事項。第3号として、許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項とし、ア、申請者の住所、氏名及び職業、イ、変更する事項、ウ、変更する理由、エ、その他市長の指示する事項と定め、第2項は法第6条第2項の規定により条例で定める占用の許可の申請書の記載事項は、次に掲げるものとするとし、第1号として申請者の住所、氏名及び職業、第2号として公園施設以外の工作物

その他の物件又は施設（以下「占用物件」という。）の管理方法、第3号として占用物件の設置工事の期間及び実施方法、第4号として公園の復旧方法、第5号としてその他市長の指示する事項と定めるものであります。

第7条の3は、軽易な変更の定めであり、法第6条第3項ただし書きの規定により条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとするとし、第1号として占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの、第2号として占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うものと定めるものであります。

第7条の4は、公園施設の設置又は管理の休止及び廃止の定めであり、第1項は公園施設を設置又は管理する者が、公園施設の設置又は管理を休止しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならないと定め、第2項は公園施設を設置又は管理する者が、公園施設の設置又は管理を廃止しようとするときは、廃止の日の10日前までに理由を付して市長に届け出なければならないと定めるものであります。

第8条は、管理期間の定めであり、削除するものであります。

第9条は、使用料の定めであり、次の2項を加えるものであり、第2項は前項の規定にかかわらず、許可の期間が1月に満たない場合（公園施設を設置する場合又は公園を占用する場合に限る。）における使用料の額は、別表第2に定めるところにより算出した額に100分の108を乗じて得た額とする定め、第3項は算出して得た使用料の額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てると定めるものであります。

第13条は、監督処分等の定めであり、第1項中「又は承認」を削るものであります。

第13条の2は、工作物等を保管した場合の公示事項の定めであり、「第27条第5項の」の次に「規定により」を加えるものであります。

第15条の見出し中「使用料等」を「使用料」に改め、見出しを使用料の徴収とし、「又は占用料は許可の際に徴収する」を「は、許可した日から20日以内に納入通知書により一括して徴収するものとする」に改め、ただし書きとして「ただし、当該許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。」を加えるものであります。

第16条の見出し中「使用料等」を「使用料」に改め、見出しを使用料の減免とし、「、その他特別の理由」の前の読点を削り、「又は占用料の全部又は一部」を削るものであります。

第17条の見出しを「（使用料の還付）」に改め、本文中「及び占用料」を削り、同条の次に次の1条を加えるものであります。

第17条の2は、公園の区域の変更及び廃止の定めであり、市長は、公園の区域を変更し、又は公園を廃止するときは、当該公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならないと定めるものであります。

す。

第18条は、過料の定めであり、第1号中「及び第6条の規定に違反した」を「第1項又は第3項の規定に違反して、同条第1項各号に掲げる行為をした」に改め、第2号を第3号とし、第1号の次に第2号として、第5条の規定に違反して、同条各号に掲げる行為をした者を加えるものであります。

第19条は、過料の定めであり、「又は占用料」を削るものであります。

第20条は、過料の定めであり、「、その他の従業員」を「その他の従業者」に改めるものであります。

別表第2（第9条関係）を改めるものであります。

別表第2（第9条関係）は、使用料の額を定めるもので、第9条において法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならないと定めておりますので、法第5条第1項に関する部分を第2項、法第6条第1項に関する部分を第3項として区分を加えるなど、表を改めるものであります。

なお、第3項につきましては、道路占用料に準じた額として定めるものであります。

次に、18ページをお開き願います。第2条は、砂川市都市公園条例の一部を改正するものであります。

第9条は、使用料の定めであり、第2項中「100分の108」を「100分の110」に改めるものであります。

別表第2（第9条関係）中、第1項の第3条第1項に掲げる行為の場合の表を改めるものであります。

別表第2（第9条関係）は、使用料の額を定めるもので、表の金額について消費税及び地方消費税の税率改正分を上乗せするものであり、円未満を切り捨てし、円単位で設定した単価に改めるものであり、少額のものにつきましては変更とならないものもあるところであり、

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであり、ただし、第1条中第9条に2項を加える改正規定及び別表第2（第9条関係）の改正規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は平成31年10月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第13号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行による消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、

下水道使用料を改めるとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市下水道条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては7ページ、議案第13号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

初めに、題名の次に目次として第1章から第5章まで及び附則を付するものであります。

第1条は、趣旨の定めであり、「市の設置」を「市が設置」に、「この条例の定めるところによる」を「必要な事項を定めるものとする」に改めるものであります。

第2条は、用語の定義の定めであり、第1号中「汚水又は雨水」を「下水」に改め、第2号中「廃水」を「汚水」に改め、第3号中「下水道をいう」を「公共下水道をいう」に改め、第4号中「もの」を「排水設備」に改め、第9号中「もの」を「除外施設」に改め、第13号を削り、第12号中「もの」を「水道」に改め、同号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に第10号として「特定事業場法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。」を加えるものであります。

第3条は、供用開始の告示等の定めであり、第1項中「その他」の前の読点を削り、「また」を削るものであります。

第3条の4は、適用除外の定めであり、第1号中「施工」を「施行」に改めるものであります。

第4条は、排水設備の接続方法及び内径等の定めであり、第1号中「公共ます等で汚水」を「公共下水道のますその他の排水施設（以下「公共ます等」という。）で汚水」に改め、第2号中「規則の定めるところにより」を「規則で定めるところにより、」に改めるものであります。

第5条は、公共下水道に直接接続しない排水施設の新設等の定めであり、「以下この条及び次条においても」を「次条において」に改めるものであります。

第6条は、排水設備等の計画の確認の定めであり、第1項中「前条の排水施設」を「排水施設」に、「排水設備の設置」を「排水整備等の設置」に、「確認申請書」を「排水整備等確認申請書（以下「申請書」という。）」に、「提出し、市長の」を「市長に提出し、」に改め、第2項本文中「その確認」の前の読点を削り、「確認申請書を提出して」を「申請書を提出し」に改め、同項ただし書き中「排水設備の構造」を「排水設備等の構造」に改め、第3項中「受けようとするもの」を「受けようとする者」に改めるものであります。

第6条の2は、排水処理施設の計画の確認の定めであり、第1項中「確認申請書」を「申請書」に、「提出し、市長の」を「市長に提出し、」に改めるものであります。

第7条は、排水設備等又は排水処理システムの工事の実施の定めであり、第3項中「市

長が別に」を「規則で」に改めるものであります。

第9条は、排水設備の設置義務等の定めであり、第2号中「その他」の前の読点を削るものであります。

第10条は、使用開始等の届出の定めであり、本文中「使用者が」を「使用者は、」に、「開始、休止、若しくは廃止」を「開始し、休止し、若しくは廃止し」に改め、「当該使用者は」を削り、「5日以内」の前に読点を加えるものであります。

第11条は、行為の許可の定めであり、ただし書き中「排水施設」を「排水設備」に改めるものであります。

第12条は、使用の制限の定めであり、第1項中「施工、」を「施行」に、「場合に」を「場合には」に改めるものであります。

第16条は、除外施設の設置等の届出の定めであり、第1項中「新設、改築」を「設置し、改築し」に改め、第4項本文中「新設し」を「設置し」に改めるものであります。

第17条は、悪質下水の排除の開始等の届出の定めであり、第2号中「休止、若しくは廃止」を「休止し、若しくは廃止し」に改めるものであります。

第18条は、使用料の徴収の定めであり、第1項中「使用料」を「下水道使用料（以下「使用料」という。）」に改めるものであります。

第19条は、使用料の算定の定めであり、第2項中「開始、休止、若しくは廃止又は、」を「開始し、休止し、若しくは廃止し、又は」に、「使用を再開したとき」を「その使用を再開したとき」に、「ところにより算定」を「額と」に改めるものであります。

第20条は、汚水排出量の定めであり、第1項第2号中「第2項」を「次項」に改め、「別表第4」の前に読点を加え、「ところによる」を「ものとする」に改め、同項第3号中「水とを」を「水を」に、「使用量」を「使用水量」に改め、第4項中「その他の営業」の前の読点を削るものであります。

第21条は、届出を行わないときの使用料の定めであり、第1項中「より使用開始の届出」を「よる使用開始又は使用再開の届出」に改め、同項第2号中「使用開始の届出を行っていない排水整備又は排水処理システムを使用する」を「前号以外の」に、「引継ぎ」を「引き続き」に改めるものであります。

第22条は、使用料の減免の定めであり、「その他」の前の読点を削り、「の全部又は一部」を削るものであります。

第23条は、排水整備又は排水処理システムの撤去の定めであり、「申請書」を「撤去許可申請書」に改め、「許可」の前に読点を加えるものであります。

第25条は、排水設備又は排水処理システムの検査の定めであり、第1項中「当該職員」を「公共下水道施設の維持管理上必要があるときは、当該職員」に、「立入り」を「立ち入り」に改め、第2項本文中「立入ろう」を「立ち入ろう」に改め、「承諾」の前に読点を加え、第3項中「立入ろう」を「立ち入ろう」に改め、「関係者」の前に読点を

加え、第4項中「又は」の前に読点を加えるものであります。

第27条は、原状回復の定めであり、第2項中「原状回復につき、」を「原状回復」に改めるものであります。

第29条は、監督処分 of 定めであり、第1項第1号中「又は」の前の読点を削り、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、第2項中「承認」を「確認」に改め、「前項」の前に読点を加え、同項第3号中「前各号」を「前2号」に、「管理上の理由」を「管理上の理由以外の理由」に改めるものであります。

第30条は、過料の定めであり、第1項第3号中「前号」を「前2号」に改め、第3項中「その他」の前の読点を削り、「過料に処する」を「罰する」に、「に処する」を「を科する」に改めるものであります。

別表第3（第19条関係）を改めるものであります。

別表第3（第19条関係）は、下水道使用料の額を定めるもので、表の各料金について消費税等の税率改正分を上乗せするものであり、円未満を切り捨てし、円単位で設定した単価に改めるものであります。

16ページをお開き願います。附則として、第1項は条例の施行期日であり、この条例は、公布の日から施行するものであり、ただし、別表第3（第19条関係）の改正規定は、平成31年10月1日から施行するものであります。

第2項は、使用料の適用に関する経過措置であり、別表第3（第19条関係）の改正規定において、平成31年10月1日前から継続し、平成31年10月31日までの間に確定する使用料については、なお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第14号 砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、占用料等の区分等を改めるとともに、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行による消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、占用料等を改め、あわせて条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては11ページ、議案第14号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいますと左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市普通河川管理条例の一部を改正するものであります。

第2条は、定義の定めであり、第1号本文中「の適用」を「が適用」に改め、第4号本

文中「床止」を「床止め」に改めるものであります。

第3条の見出し中「普通河川管理」を「普通河川の管理」に改め、見出しを境界に係る普通河川の管理の特例とし、第1項中「2以上の市町の境界」を「本市と他の市町との境界」に、「関係市町長」を「当該関係市町長」に改め、第2項中「他の市町長」を「関係市町長」に改めるものであります。

第4条の見出し中「河川管理施設の構造等」を「河川管理施設等の構造」に改め、見出しを河川管理施設等の構造の基準とし、第3号を削り、「設置される工作物」を「設置される同条第3号の工作物」に、「河川管理上」を「普通河川の管理上」に、「市長」を「普通河川管理者」に改めるものであります。

第6条の全文を改めるもので、見出しを工事原因者の河川工事の施工等とし、普通河川管理者は、河川工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は普通河川を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは普通河川の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）によって必要を生じた河川工事又は普通河川の維持を当該他の工事の施工者又は当該他の行為の行為者に行わせることができると定めるものであります。

第7条は、禁止行為の定めであり、「、普通河川において」を削り、第3号中「規定するもの」を「掲げるもの」に、「普通河川管理上有害な行為」を「普通河川管理者が管理上有害と認める行為」に改めるものであります。

第8条は、許可を要する行為の定めであり、本文中「規則の」を「規則で」に改め、第4号中「河川敷地」を「普通河川」に改め、第7号中「河川の流水」を「普通河川の流水」に改め、第8号中「規定するもの」を「掲げるもの」に、「普通河川に影響を及ぼす」を「普通河川の管理上支障を及ぼす」に、「法律等」を「法令」に改めるものであります。

第9条は、汚水の排出の定めであり、第1項ただし書き中「汚水を排出する施設」を「汚水を排出する施設の設置等」に、「他の法令等の許可等」を「他の法令の規定による許可等」に改め、第2項中「その旨」の前に読点を加え、第3項中「重大なる支障」を「重大な支障」に改めるものであります。

第10条は、権利譲渡の承認の定めであり、「許可」を「行為に係る同条の許可」に改め、「、規則で定めるところにより」を削り、「承諾」を「承認」に改め、「譲渡」の前に読点を加えるものであります。

第11条は、地位の承継の届出の定めであり、第2項中「30日以内に」の次に「、その旨」を加えるものであります。

第12条は、原状回復命令等の定めであり、第1項中「この条例」を「第8条第3号」に、「許可又は承認を受けた者」を「許可を受けて工作物を設置している者」に、「その行為」を「当該工作物の用途」に改め、第2項中「普通河川管理上」を「、普通河川の管理上」に、「回復し、」を「回復すること」に改めるものであります。

第13条は、許可等の条件の定めであり、「普通河川管理の確保のため必要最小限度」を「普通河川の管理を確保するため必要な最小限度」に、「を受けた者に」を「を受けた者に対し、」に改め、「附する」を「付する」に改めるものであります。

第14条は、立入検査等の定めであり、第1項中「条例に基づく」を「条例の規定に基づく」に、「普通河川管理上」を「普通河川の管理上」に、「条例による権限」を「条例の規定による権限」に改めるものであります。

第15条は、監督処分等の定めであり、第1項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、「附し」を「付し」に改め、同項第2号中「附した」を「付した」に改め、同項第3号中「条例による許可」を「条例の規定による許可」に改め、第2項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第1号中「営むにつき」を「営むことにつき」に改め、同項第3号中「天然現象」を「洪水その他の自然現象」に、「変化し」を「変化したことにより」に、「普通河川管理上」を「普通河川の管理上」に改めるものであります。

第16条の見出し中「補償」を「補償等」に改め、見出しを監督処分に伴う損失の補償等とし、第1項中「掲げる処分により、」を「該当することにより同項の規定による処分をした場合において、当該処分により」に改めるものであります。

第17条の見出し中「関する」を「要する」に改め、見出しを普通河川の管理に要する費用の負担原則とし、「関する」を「要する」に、「他の法律」を「他の法令」に改めるものであります。

第18条は、境界に係る普通河川の管理に要する費用の特例の定めであり、「2以上の市町の境界」を「本市と他の市町との境界」に、「関係市町長」を「当該関係市町長」に改めるものであります。

第21条は、占用料等の徴収の定めであり、第1項の全文を改めるもので、市長は、第8条第1号、第2号又は第4号の規定による許可を受けた者から別表により算定して得た額（その額が100円に満たないときは、100円とし、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）の流水占用料、河川敷地占用料及び土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「占用料等」という。）を徴収すると定めるものであり、第2項を削り、第3項を第2項とするものであります。

第22条は、占用料等の減免の定めであり、「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、第1号中「国、他の地方公共団体その他公共的団体が行う」を「国又は地方公共団体が」に、「事業のためにする」を「事業のために行う」に改めるものであります。

第23条は、占用料等の還付の定めであり、「各号の一」を「各号のいずれか」に、「返還」を「還付」に改めるものであります。

第25条は、委任の定めであり、「実施のため」を「施行に関し」に改めるものであります。

第26条は、罰則の定めであり、第1項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、

同項第1号中「第1号の規定に違反」を「の規定に違反して、同条第1号の行為を」に改め、同項第2号中「第1号、第3号、第5号又は第6号の規定に違反」を「の許可を受けなくて、同条第1号、第3号、第5号又は第6号の行為を」に改め、第2項中「第6号の許可」を「第6号の行為について、同条の許可」に改め、第3項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第1号中「第2号の規定に違反」を「の規定に違反して、同条第2号の行為を」に改め、同項第2号中「第7号の規定に違反」を「の許可を受けなくて、同条第7号の行為を」に改め、同項第3号中「の規定に違反した者」を「に規定する届出をしなかった者」に改め、同項第4号中「第7号の許可」を「第7号の行為について、同条の許可」に改めるものであります。

別表（第21条関係）を改めるものであります。

別表（第21条関係）は、占用料等の額を定めるもので、占用料等の区分を改め、北海道河川法施行条例に準じた額として定めるものであります。

次に、24ページをお開き願います。第2条は、砂川市普通河川管理条例の一部を改正するものであります。

別表（第21条関係）中表の部分を改めるものであります。

別表（第21条関係）は、占用料等の額を定めるもので、表の単価並びに単価及び算出方法の欄において消費税等の対象となるものについて単価を消費税等の税率改正分を上乗せしたものに改めるとともに、「100分の108」を「100分の110」に改めるものであります。

28ページをお開き願います。附則として、この条例は、公布の日から施行するものであり、ただし、第1条中第21条及び別表（第21条関係）の改正規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は平成31年10月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 議案第4号の提案説明は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時28分

○副議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 私から議案第4号、第6号、第7号、第19号、第17号、第18号について順次説明をいたします。

議案第4号 砂川市特別会計条例の全部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、下水道事業に地方公営企業法第2条第2項の財務規定等を適用することに伴い、地方自治法第218条第4項の規定に基づき、当該事業に関し必要な事項を定め

るとともに、条文の適正化を図るため、本条例の全部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市特別会計条例の全部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第4号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、設置の定めであり、地方自治法第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置するものであります。第1号、病院事業会計、病院事業、第2号、下水道事業会計、公共下水道事業及び個別排水処理施設事業、第3号、国民健康保険特別会計、国民健康保険事業、第4号、介護保険特別会計、介護保険事業、第5号、後期高齢者医療特別会計、後期高齢者医療事業。

第2条は、弾力条項の適用の定めであり、前条第1号及び第2号に掲げる特別会計においては、法第218条第4項の規定により、弾力条項を適用することができるものとするものであります。

附則として、第1項は、この条例の施行期日の定めであり、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、この条例による改正前の砂川市特別会計条例第2条第3号に規定する下水道事業会計（以下「下水道会計」という。）の平成30年度の歳入及び歳出並びに同年度の決算については、なお従前の例によるものであります。

第3項は、権利義務の帰属の定めであり、この条例の施行の際、下水道会計に属する資産、剰余金、債権及び債務は、平成31年度砂川市下水道事業会計に帰属するものとするものであります。

第4項は、砂川市職員定数条例の一部改正であり、砂川市職員定数条例の一部を次のように改正するものであります。第3条第1項第1号ウ中「国民健康保険事業会計」を「国民健康保険特別会計」に改める。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第6号 砂川市議会議員及び砂川市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、公職選挙法の一部が改正されたことに伴い、市議会議員の選挙運動用ビラの経費を公費負担の対象とし、あわせて市長の同経費の公費負担について規定するとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市議会議員及び砂川市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ、議案第6号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、趣旨の定めであり、「第141条第8項」の次に「、第142条第11項」を加え、「使用」の次に「、法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成」を加えるものであります。

第4条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続の定めであり、第2号ア中「自動車借入れ契約」の送り仮名を改めるものであります。

第5条の次に次の3条を加えるもので、第5条の2は選挙運動用ビラの作成の公費負担の定めであり、候補者は、第5条の4に定めるところにより算定した1枚当たりの作成単価に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定めるビラの枚数を超える場合には、同号に定めるビラの枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書きの規定を準用する。

第5条の3は、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出の定めであり、前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならぬ。

第5条の4は、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続の定めであり、市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定めるビラの枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第5条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払うものであります。

附則として、第1項は、この条例の施行の期日の定めであり、この条例は、平成31年3月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、この条例による改正後の砂川市議会議員及び砂川市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるものであります。

第3項は、砂川市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の廃止の定めであり、砂川市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例は、廃止するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第7号 砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行による消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、利用料金等を改めるとともに、条文の適正化を図るため、砂川市地域交流センター条例等の一部を改正しようとするものであります。

本条例改正は、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられることに伴い、公共料金等の改定について税負担の円滑かつ適正な添加を基本とするとの考え方を踏まえ、消費税等の引き上げ分について改正するものであります。

改正に当たりましては、非課税とされているものを除き、それぞれの条例ごとに円単位、10円単位、100円単位で端数処理を行ったところであり、少額のものにつきましては変更とならないものもあつてあります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては11ページ、議案第7号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となつており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市地域交流センター条例の一部改正であります。

第11条第1項中「規則」を「教育委員会規則」に改め、第23条中「委員会が」を「規則で」に改めるもので、条文の適正化によるものです。

別表1は、表の部分を改めるもので、時間区分の表記を改め、利用料金に消費税等の税率改正分を上乗せするものであり、10円未満を切り捨てし、10円単位で単価を設定しており、少額のものの変更とならないものであります。

備考、第1項中「国民の祝日に関する法律第2条に規定する祝日（1月1日を除く。）」を「国民の祝日に関する法律に規定する休日（1月1日を除く。）」に改めるものであります。

別表2は、表の部分を改めるもので、利用料金の単位を表中に円を加え、利用料金に消費税等の税率改正分を上乗せするものであり、10円未満を切り捨てし、10円単位で単価を設定しており、少額のものの変更とならないものであります。

15ページをお開き願います。第2条は、砂川市ふるさと活性化プラザ条例の一部改正であります。第14条第1号から第3号まで、それぞれ文末に句点を加えるものであります。

別表第1及び別表第2は表の部分を改めるもので、利用料金の単位を表中に円を加え、

利用料金に消費税等の税率改正分を上乗せするものであり、円未満を切り捨てし、円単位で単価を設定しているものであります。

17ページをお開き願います。第3条は、砂川市オートスポーツランド条例の一部改正であります。

第22条中「市長が別に定める」を「規則で定める」に改めるものであります。

別表は、表の部分を改めるもので、利用料金に消費税等の税率改正分を上乗せするものであり、100円未満を切り捨てし、100円単位で単価を設定しているものであります。

18ページをお開き願います。第4条は、砂川市場外離着陸場条例の一部改正であります。

別表第1及び別表第2は、表の部分を改めるもので、使用料に消費税等の税率改正分を上乗せするものであり、円未満を四捨五入し、円単位で単価を設定しているものであります。

別表第2、備考第1項中「日割り計算」の日割りの送り仮名を削るものであります。

20ページをお開き願います。第5条は、砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部改正であります。

本文中の率を改正するものであり、第2条第2項ただし書き中「100分の108」を「100分の110」に改めるものであります。

第4条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、第5条中の「各号」を削るものであります。

別表、その他の項「郵便差出箱」を「郵便差出箱及び信書便差出箱」に改めるものであります。

22ページをお開き願います。第6条は、砂川市農業委員会事務処理手数料条例の一部改正であります。

別表は、表の部分を改めるもので、金額の単位を表中に円を加え、現況証明書、現況証明書再交付につきましては非課税となっていることから、非課税部分を除き手数料に消費税等の税率改正分を上乗せするものであり、10円未満を切り捨てし、10円単位で単価を設定しているものであります。

23ページをごらん願います。第7条は、砂川市北吉野コミュニティセンター条例の一部改正であります。

別表中「420円」を「430円」に改めるもので、消費税等の税率改正分を上乗せするものであり、10円未満を切り捨てし、10円単位で単価を設定したものでございます。

24ページをお開き願います。第8条は、砂川市道路占用料徴収条例の一部改正であります。

第2条本文中の率を改正するものであり、第2条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改めるものであります。

25ページをごらん願います。第9条は、砂川市立学校施設使用条例の一部改正であります。

別表は、表の部分を改めるもので、使用料に消費税等の税率改正分を上乗せするものであり、10円未満を四捨五入し、10円単位で単価を設定しております。少額のものの変更とならないものであります。

26ページをお開き願います。第10条は、砂川市公民館条例の一部改正であります。

第6条は、職員の定めで、公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができると改めるものであります。

第8条第2号中「備付備品」を「備付物件」に改めるものであります。

別表は、表の部分及び備考第2項を改めるもので、区分中、午前、午後、夜間に区分する枠を加え、使用料に消費税等の税率改正分を上乗せするものであり、10円未満を切り捨てし、10円単位で単価を設定しているものであり、「設備又は備品」の項を「備付物件」の項に改め、同項中「舞台設備、音響設備、照明設備その他の」を「設備及び」に改め、「別に」を「規則で」に改め、備考第2項中「設備又は備品」を「備付物件」に、「午前9時」を「9時」に、「午後9時」を「21時」に改めるものであります。

28ページをお開き願います。第11条は、砂川市病院事業診療費等徴収条例の一部改正であります。

第2条第3項中「4,320円」を「4,400円」に改めるものであります。

附則として、第1項は、この条例の施行期日の定めであり、平成31年10月1日から施行するものであります。ただし、第1条中別表1備考第1項及び第10条中第6条の改正規定は、公布の日から施行するものであります。

第2項は、料金の適用に関する経過措置の定めであり、第6条の改正規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第19号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本市職員の給料月額及び勤勉手当を改定するとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては15ページ、議案第19号附属説明資料ナンバー1の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市職員諸給与条例の一部改正であります。

初めに、題名の次に目次として第1章から第17章まで及び附則を付するものであります。

第22条は、時間外勤務手当の支給の定めであり、「市規則」を「規則」に改めるものであります。

第25条は、休日勤務手当の定めであり、見出しを「(支給の額)」に改め、同条中「市規則」を「規則」に改めるものであります。

第27条は、宿日直手当の定めであり、本文中「5,900円(勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき2,950円)を宿日直手当として支給する」を「4,400円を宿日直手当として支給する」に改め、ただし書きを削るものであります。

第33条の3は、期末手当の支給の額の定めであり、第1項第1号中「略式手続き」の送り仮名を改めるものであります。

第36条は、勤勉手当の支給の額の定めであり、第1項中「それぞれ」の前に読点を加え、「100分の90」を12月支給分について100分の5引き上げ、「6月に支給する場合においては100分の90、12月に支給する場合においては100分の95」に、第2項の再任用職員の勤勉手当の額の「100分の42.5」を12月支給分について100分の5引き上げ、「6月に支給する場合において100分の42.5、12月に支給する場合においては100分の47.5」に改めるもので、平成30年度の勤勉手当の支給率を定めるものであります。

第43条は、規則委任の定めであり、「市規則」を「規則」に改めるものであります。

次に、別表第2、別表第4、別表第5の給料表の改正であります。4ページから13ページが改正後の給料表となっております。なお、給料表の詳細につきましては、21ページから附属説明資料ナンバー2として改正後給料と現行給料の比較表を添付しておりますので、ご高覧賜りたいと存じます。職員に対する影響につきましては、行政職給料表で平均747円、0.25%の引き上げ、医療職給料表(2)で平均1,400円、0.7%の引き上げ、医療職給料表(3)で平均567円、0.17%の引き上げとなり、砂川市平均では745円、0.17%の引き上げとなっておりますが、現状といたしましては平成27年4月からの給与制度の総合的見直しによる給料表の水準の引き下げに伴い、約12%程度の職員は経過措置として現給保障の給料額となっており、改正後の給料表が適用されず、引き上げとならないことから実質的な影響額は抑えられるものでございます。

19ページをお開きいただきたいと思います。第2条は、砂川市職員諸給与条例の一部改正であります。

第33条は、期末手当の支給の額の定めであり、第1項中「期末手当の額は」の次に読点を加え、「6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を6月支給分について100分の7.5引き上げ、12月支給分について100分の7.5引き下げ「100分の130」に、同条第2項中

再任用職員の期末手当の額の「6月に支給する場合においては100分の65、12月に支給する場合においては100分の80」を6月支給分について100分の7.5引き上げ、12月支給分について100分の7.5引き下げ「100分の72.5」に改めるもので、平成31年度以降の期末手当の支給率を定めるものであります。

第36条は、勤勉手当の支給の額の定めであり、第1項の「6月に支給する場合においては100分の90、12月に支給する場合においては100分の95」を6月支給分について100分の2.5引き上げ、12月支給分について100分の2.5引き下げ「100分の92.5」に、同条第2項中、再任用職員の勤勉手当の額の「6月に支給する場合においては100分の42.5、12月に支給する場合においては100分の47.5」を6月支給分について100分の2.5引き上げ、12月支給分について100分の2.5引き下げ「100分の45」に改めるもので、平成31年度以降の勤勉手当の支給率を定めるものであります。

附則として、第1項は、この条例の施行期日の定めであり、この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものであります。ただし、第2条の規定については、平成31年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、第1条の規定による改正後の砂川市職員諸給与条例（以下「新条例」という。）の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の砂川市職員諸給与条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなすものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第17号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本市議会議員の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第17号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいますと左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

第5条は、期末手当の定めであり、第2項の表中、12月に支給する期末手当の額について、在職期間が6カ月の「100分の230」を100分の5引き上げ「100分の235」に、在職期間が3カ月以上6カ月未満の「100分の115」を100分の3引き上げ「100分の118」に、在職期間が3カ月未満の「100分の60」を100分の

1引き上げ「100分の61」に改めるもので、期末手当の支給率を定めるものであります。

第2条は、砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

第5条は、期末手当の定めであり、第2項の表中、6月に支給する期末手当について、在職期間が6カ月の「100分の210」を100分の10引き上げ「100分の220」に、在職期間が3カ月以上6カ月未満の「100分の105」を100分の5引き上げ「100分の110」に、在職期間が3カ月未満の「100分の55」を100分の2引き上げ「100分の57」に改めるもので、12月に支給する期末手当の額について在職期間が6カ月の「100分の235」を100分の10引き下げ「100分の225」に、在職期間が3カ月以上6カ月未満の「100分の118」を100分の5引き下げ「100分の113」に、在職期間が3カ月未満の「100分の61」を100分の3引き下げ「100分の58」に改めるもので、平成31年度以降の期末手当の支給率を定めるものであります。

附則として、第1項は、この条例の施行期日の定めであり、この条例は、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用するものであります。ただし、第2条の規定につきましては、平成31年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、この条例による改正後の新条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなすものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第18号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第18号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

第4条は、期末手当の定めであり、第2項の12月に支給する期末手当の支給の額について、「100分の230」を100分の5引き上げ「100分の235」に改めるものであります。

第2条は、砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

第4条は、期末手当の定めであり、第2項の6月に支給する場合には「100分

の210」、12月に支給する場合においては「100分の235」、6月に支給する場合において「100分の220」、12月に支給する場合においては「100分の225」に改めるものであり、平成31年度以降の期末手当の支給率を定めるものであります。

附則として、第1項は、この条例の施行期日の定めであり、この条例は、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用するものであります。ただし、第2条の規定については、平成31年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、この条例による改正後の新条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなすものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君（登壇） 私から議案第5号 砂川市墓地条例の全部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、合同墓の規定を整理する等条文の適正化を図るため、本条例の全部を改正しようとするものであります。

改正内容をご説明する前に、改正に至った経過につきまして若干ご説明を申し上げます。墓地条例の改正につきましては、平成30年第3回市議会定例会において合同墓を設置するため条例の一部改正を行ったところでありますが、その際墓地と一緒に規定にしたことから内容がわかりづらくなっていること、合同墓の使用者資格要件の一部を規則で定めていることなどから、合同墓の規定などを整理し、章立ての条例として改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市墓地条例の全部を改正する条例であります。改正の内容につきましては9ページ、議案第5号附属説明資料ナンバー1の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

改正後は、目次といたしまして、第1章から第4章、附則としております。

第1章は、総則であります。第1条は、趣旨の定めであり、この条例は、墓地、埋葬等に関する法律の規定に基づき、砂川市墓地の設置及び管理等について必要な事項を定めるものであります。

第2条、第3条は、条例に新たに規定するもので、第2条は設置の定めであり、墓地に一般墓地及び合同墓を置くものであります。

第3条は、用語の定義の定めであり、第1項は、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によるものであります。

第2項は、この条例において、第1号から第3号までに掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものであります。

10ページになります。第4条は、名称及び位置等の定めであり、新たに表形式とし、第1項は墓地の名称及び位置は、北吉野墓地、富平墓地、空知太共同墓地で、それぞれの位置を記載しております。

第2項は、北吉野墓地内に合同墓を置くものであります。

第2章は、一般墓地であります。第5条は、条例に新たに規定するもので、使用の目的の定めであり、一般墓地は墳墓の用に供する目的以外に使用することはできないものであります。

第6条は、使用者の資格の定めであり、一般墓地を使用することができる者は、本市に住所又は本籍を有する者とするもので、改正前と同様の内容であります。

11ページになります。第7条は、使用の許可等の定めであり、第1項は、一般墓地を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならないとし、第2項は、使用を許可したときは、使用許可証を交付する。第3項は、一般墓地の使用は、1世帯1区画とし、その面積は6平方メートルとする。第4項は、許可する区画の位置は、市長が指定するものであります。

第8条は、使用上の制限等の定めであり、第1項は、市長は、一般墓地内における墳墓その他工作物について必要な制限を設けることができるとし、第2項は、市長は、管理上必要があると認めたときは、使用者に必要な措置を指示することができる。第3項は、使用者が、墳墓その他工作物を建立しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならないものであります。

第9条は、使用料の定めであり、使用者は、表の区分に応じ定められている額に使用面積を乗じて得た額を使用料として納付しなければならないものであり、改正前と同様な使用料であります。

12ページになります。第10条は、使用料の免除の定めであり、市長は、本市に住所を有する者のうち、生活保護法の規定による生活扶助を受けている者等に対して特別の事由があると認めた場合には、使用料を免除することができるものであります。

第11条は、管理の定めであり、使用者は、使用している区画内の清掃並びに墳墓その他工作物の適切な管理及び危険防止に努めなければならないとするもので、規則で定めていたものを条例に規定するものであります。

第12条は、使用权の譲渡等の禁止の定めであり、一般墓地を使用する権利について、親族又は縁故者で祭祀を主宰する者に承継する場合のほか、これを他人に譲渡し、又は転貸してはならないものであります。

13ページになります。第13条は、使用权の承継の定めであり、第1項は、使用权は、使用者の死亡その他の事由により当該使用者に代わって祭祀を主宰する者に限り、市長の許可を受けて承継することができるとし、第2項は、使用权を承継しようとする者は、事由発生後、速やかに承継について市長に申請し、その許可を受けなければならないもので

あります。

第14条は、許可証の書換え等の定めであり、第1項は、第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、許可証の書換え、訂正又は再交付を受けなければならないとし、第2項は改正前同様、前項の規定により書換え、訂正又は再交付を申請するときは、手数料として1件につき200円を納付しなければならないものであります。

第15条は、使用許可の取消しの定めであり、市長は、使用者が第1号から第7号までのいずれかに該当するときは、一般墓地の使用許可を取り消すことができるものとし、改正前の使用権の消滅規定を含め規定するものであります。

14ページになります。第16条は、使用料の還付の定めであり、既に納付された使用料は、これを還付しないとするものであります。

第17条は、無縁墳墓の改葬等の定めであり、市長は、第15条第1号及び第2号の規定により使用許可を取り消したときは、当該一般墓地に埋蔵された焼骨を第4条第1項の墓地内において市長が定める場所に改葬し、当該一般墓地を原状に復することができるものであります。

第18条は、一般墓地の返還等の定めであり、第1項は、使用者は、使用している一般墓地が不用になったときには、速やかに市長にその旨を届け出て、これを原状に復して返還しなければならないとし、第2項は、使用者は、第15条第3号から第7号までの規定により使用許可を取り消されたときは、その使用場所を原状に復して返還しなければならない。第3項は、前2項に定める場合において、市長が特別の事由があると認めたときは、現状のまま返還することができるとし、第4項は、市長は、使用者が措置を履行しないときは、使用者に代わって執行し、その費用を使用者から徴収することができるものであります。

15ページになります。第19条は、無許可使用の原状回復等の定めであり、第1項は、許可を受けないで一般墓地を使用した者は、市長の指示に従い直ちにこれを原状に復して返還しなければならないとし、第2項は、措置を履行しないときは、市長がこれを執行することができる。この場合において、無許可使用者は、この執行に要した費用の全額を負担しなければならないとするものであります。

第20条は、無縁故者等の墳墓の定めであり、無縁故者及び行旅死亡人の焼骨を埋蔵する場所は、第4条第1項の墓地内において市長が定めるものであります。

第3章は、合同墓であり、新たに規定するものであります。第21条は、使用者の資格の定めであり、合同墓を使用することができる者は、埋蔵しようとする焼骨を所持している者で、第1号から第3号までに該当する者とし、第2号の規定は規則で定めていたものを条例で規定するものであります。

16ページになります。第22条は、使用の許可等の定めであり、合同墓を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならないとし、第2項は、

合同墓の使用を許可したときは、使用許可証を交付するものであります。

第23条は、使用料の定めであり、合同墓の使用許可を受けた者は、改正前同様、焼骨1体につき8,000円を使用料として納付しなければならないものであります。

第24条は、使用料の免除の定めであり、市長は、本市に住所を有する者のうち、生活保護法の規定による生活扶助を受けている者等に対して、特別の事由があると認めた場合には、使用料を免除することができるものであります。

第25条は、使用権の承継の定めであり、第1項は、合同墓を使用する権利は、使用許可に係る焼骨が埋蔵されていない場合において、使用者の死亡その他の事由により当該使用者に代わって、親族又は縁故者で祭祀を主宰する者に限り、市長の許可を受けて承継することができるものとし、第2項は、使用権を承継しようとする者は、事由発生後、速やかに承継について市長に申請し、その許可を受けなければならないものであります。

17ページになります。第26条は、許可証の書換え等の定めであり、第1項は、使用者は、第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、許可証の書換え、訂正又は再交付を受けなければならないとし、第2項は、改正前同様、前項の規定により書換え、訂正又は再交付を申請するときは、手数料として1件につき200円を納付しなければならないものであります。

第27条は、使用許可の取消しの定めであり、市長は、使用者が第1号から第5号までのいずれかに該当するときは、合同墓の使用許可を取り消すことができるとし、改正前の使用権の消滅規定を含め規定するものであります。

第28条は、使用料の還付の定めであり、既に納付された使用料は、これを還付しないとするものであります。

第29条は、埋蔵の期日の定めであり、規則で定めていたものを条例で規定するものですが、第1項は、合同墓に焼骨を埋蔵することができる期日は、5月1日から11月30日までの期間のうち、毎週金曜日とし、第2項は、市長が特に必要と認めたときは、当該期日を変更することができるものであります。

18ページになります。第30条は、焼骨の返還等の定めであり、第1項は、合同墓に埋蔵された焼骨は、返還しないとし、第2項は、使用者は、合同墓に当該使用許可に係る焼骨を埋蔵していない場合において、合同墓を使用する必要がなくなったときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならないものであります。

第4章は、雑則であります。第31条は、損害の賠償の定めであり、墓地内においてその責めに帰すべき事由により墓地の施設若しくは設備を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならないものであります。

第32条は、委任の定めであり、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものであります。

19ページになります。附則として、第1項は、施行期日の定めであり、公布の日から

施行するものであります。

第2項、第3項は、経過措置の定めであり、第2項は、この条例による改正前の砂川市墓地条例の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この条例による改正後の砂川市墓地条例の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなすものであります。

第3項は、旧条例の規定により使用の許可を受け、埋葬されているものについては、なお従前の例によるものであります。

第4項は、空知太共同墓地の使用料等の定めであり、新条例第4条第1項に定める空知太共同墓地についての使用料は、新条例第9条の規定にかかわらず、滝川市と協議のうえ定めた使用料とする。なお、当該共同墓地の使用管理についての手続、条件等についても、滝川市と協議のうえ共同で管理するものであります。

なお、21ページ以降に附属説明資料ナンバー2、砂川市土地条例施行規則を参考資料として添付しておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 水島美喜子君 議案第8号の提案説明は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 0時59分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

議案第8号の提案説明を求めます。

病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 (登壇) 私から議案第8号、第20号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第8号 砂川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、砂川市立病院の医師の安定的な確保と長年培った経験や高いスキルを少しでも長く生かしていただくことを目的として本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第8号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第3条は、定年の定めであり、ただし書き中「65年」を「67年」に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第20号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、病院事業管理者の期末手当を改正するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第20号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

第4条は、期末手当の定めであり、第2項の12月に支給する期末手当の支給の額について、「100分の230」を100分の5引き上げ「100分の235」に改めるものであります。

第2条は、砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

第4条は、期末手当の定めであり、第2項の6月に支給する場合には「100分の210」、12月に支給する場合には「100分の235」を6月に支給する場合には「100分の220」、12月に支給する場合には「100分の225」に改めるものであり、平成31年度の期末手当の支給率を定めるものであります。

附則として、第1項は、この条例の施行期日の定めであり、この条例は、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用するものであります。ただし、第2条の規定については、平成31年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、この条例による改正後の新条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなすものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 (登壇) 私から議案第15号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。市営野球場の使用料にスコアボードの料金を加えるとともに、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行による消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、体育施設の使用料を改め、あわせて条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市体育施設条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては13ページ、議案第15号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市体育施設条例の一部改正であります。

第4条は、開設期間等の定めであり、現行の表、使用時間の欄中、時間の表記を24時間表記に改めるもので、条文の適正化によるものであります。

14ページをお開き願います。別表第1は、表の部分を改めるもので、金額の欄中、午前、午後、夜間に改正後は区分する枠を加え、設備器具の項中「体育用器具・その他の設備」を削り、「別に」を「規則で」に改めるものであります。

15ページをお開き願います。別表第2は、表の部分を改めるもので、金額の欄中、午前、午後、夜間に改正後は区分する枠を加えるものであります。

続いて、別表第3は、表の部分を改めるもので、金額の欄中「6か月」を「定期券」に、「定期」を「6か月」に改めるものであります。

16ページをお開き願います。別表第4は、表の部分を改めるもので、金額の欄中、1日、半日、その他に、改正後は区分する額を加え、同欄中、時間区分の表記を24時間表記に改め、「営利を目的として使用する場合」の項に、改正後は「スコアボード」の項を加え、金額、1日の欄に「2,160」、同半日の欄に「1,080」とするものであります。

続いて、別表第5は、表の部分を改めるもので、金額の欄中、1日、半日、その他に、改正後は区分する枠を加え、17ページになりますが、同欄中、時間区分の表記を24時間表記に改め、夜間照明設備の項を表記のとおり改め、18ページになりますが、管理棟のその他欄の時間表記を24時間表記に改めるものであります。

別表第6は、表の部分を改めるもので、金額の欄中、1日、半日、その他に、改正後は区分する枠を加え、同欄中、時間区分の表記を24時間表記に改め、19ページになりますが、管理棟のその他欄の時間表記を24時間表記に改めるものであります。

20ページをお開き願います。第2条は、砂川市体育施設条例の一部改正であります。

別表、第9条関係中、表の部分を改めるものであります。別表第1から25ページ、別表第6までの使用料に消費税等の税率改正分の上乗せをするものであり、円以下の単位で端数処理を行って単位の単価を設定しているものであり、少額のものにつきましては変更とならないものもあるところであります。

附則として、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであり、ただし第2条の規定は平成31年10月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第1号 平成30年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第5号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,517万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ121億400万8,000円とするものであります。

第2条は、債務負担行為の補正であります。4ページ、第2表、債務負担行為補正に記載のとおり、JR砂川駅待合室設置工事費負担金について、期間を平成30年度から31年度の2カ年で、限度額を1,702万8,000円と定めるものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますが、説明の欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸は今年度の臨時事業、アンダーラインを付してあるのは今補正による臨時事業であります。

14ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費9,805万9,000円の補正は、用地買収費281万4,000円は、空知太保育所基金用地について昭和55年度に土地開発基金で購入後、昭和57年度に保育所建設後、残地として保有し、今後利用予定がないことから売却募集を行っていたところ、購入希望があったことから、一般会計にて購入し、希望者に売却するものであります。附属説明資料1として、用地買収図を添付しておりますので、後ほどご高覧願います。同じく社会福祉事業振興基金積立金2,466万9,000円は、10月現在の民生費寄附金636件について基金に積み立てるものであります。同じくまちづくり事業基金積立金7,307万3,000円は、10月現在の総務費寄附金1,056件及び教育費寄附金200件から庁舎整備基金積立金へ3月補正時に積み立てる予定の2,000万円を除いた7,307万3,000円を基金に積み立てるものであります。財政調整基金積立金249万7,000円の減額は、財政調整のため減額するものであります。

同じく10目市民生活推進費でバス運行に係る各路線における収支不足額補償金であります。北海道中央バスが運行する路線において、平成29年10月1日から平成30年9月30日までの1年間における収支不足額に係る市町負担額について、路線距離数に応じた砂川市の負担率に基づき負担するもので、一つ丸、焼山線バス運行に要する経費の収支不足額補償金868万8,000円の補正は、市負担額2,329万円について砂川市と歌志内市との間で砂川市の負担率に基づいて負担をするものであります。次に、同じく二重丸、上砂川線バス運行に要する経費の収支不足額補償金94万4,000円の補正は、市町負担額220万円について、砂川市と上砂川町との間で砂川市の負担率に基づき負担をするものであります。同じく二重丸、滝川美唄線バス運行に要する経費の収支不足額補償金137万5,000円の補正は、市町負担額353万3,000円について、砂川市、滝川市、奈井江町、美唄市との間で砂川市の負担率に基づき負担をするものであります。

同じく二重丸、滝川奈井江線バス運行に要する経費の収支不足額補償金131万円の補正は、市町負担額211万9,000円について、砂川市、滝川市、奈井江町との間で砂川市の負担率に基づき負担をするものであります。

次に、2項1目徴税費で一つ丸、市税の賦課事務に要する経費の標準宅地時点修正委託料5万4,000円の補正は、北海道が実施した平成30年7月1日時点での地価調査において、市内の全調査地点で地価の下落が見られたことから、適正評価のため標準宅地5地点の鑑定評価を行うものであります。

次に、16ページ、同じく4項2目知事・道議選挙費で二重丸、知事・道議選挙の執行に要する経費684万7,000円の補正は、平成31年4月7日執行の知事・道議選挙に係る平成30年度執行分の補正で、内容につきましては記載のとおりであります。

次に、18ページ、3款民生費、1項7目国民年金費で一つ丸、国民年金事務に要する経費のシステム改修委託料59万円の補正は、国民年金の各種届け出書の電子媒体化及び様式の統一化について処理結果一覧表の電子媒体化が示されたため、システム改修を行うものであります。

次に、20ページ、7款商工費、1項1目商工振興費で一つ丸、商工業振興対策に要する経費の中小企業等振興補助金50万円の補正は、中小企業等振興条例に基づき農産物を原料とした地場産業製品の開発に要した費用の一部を助成するものであります。

次に、22ページ、8款土木費、4項1目都市計画総務費で二重丸、JR砂川駅設備改善事業に要する経費の待合室設置工事費負担金681万2,000円の補正は、JR砂川駅上りプラットホームの待合室について早期に工事に着手することとし、工事をJR北海道が施工することとなることから工事負担金として計上するもので、平成31年2月に着工し、31年7月に竣工予定であることから、2カ年間の債務負担行為で実施するものであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。14款国庫支出金で59万円の補正は、国民年金事務費で民生費国庫委託金であります。

15款道支出金で684万7,000円の補正は、知事・道議選挙費に係る総務費道委託金であります。

17款寄附金で1億1,774万2,000円の補正は、まちづくり事業などに対する寄附金のほか、ふるさと納税による寄附金が主なものであります。

24ページには、債務負担行為に関する調書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君（登壇） 私から議案第2号 平成30年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第2号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億9,321万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。10ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費27万円の補正は、アンダーラインを付しております事業状況報告システム負担金であります。本年4月からの国保制度改革における都道府県単位化に伴う様式改正に対応するため、北海道国民健康保険団体連合会が事業状況報告システムを改修し、当該システムを利用する市町村が負担するもので、財源につきましては道支出金で全額対応するものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。2款道支出金で27万円の補正は、先ほどご説明しました事業状況報告システムの改修費用に対し道から交付される特別調整交付金の増によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 以上で各議案の提案説明を終わります。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第3号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） 議案第3号、下水道事業の設置に関する条例に対しての総括質疑を行いたいと思います。

今回の条例の設置については、国による公営企業会計の適用拡大の重点事業として下水道事業が取り上げられていて、国では人口3万人以上の自治体に平成31年度中に集中取り組み期間と言われていると思うのですけれども、砂川市の場合は3万人未満というか、今1万7,000ちょっとの人口ですから、利用者数あるいは事業規模からしても現状の会計でも余り支障がないのではないのかなと考えるのですけれども、また公営企業会計を取り入れるということになると、例えば病院なんかでもそうなのですけれども、契約においての関係とかで議会とのかかわりが薄くなっていくということもありまして、そこで今回なぜ下水道事業に公営企業会計を取り入れるのか。そして、取り入れるためのメリット、こちらのほうをまずお伺いしたいと思います。

2点目には、市民にとって公営企業会計を取り入れると、以前と比べてどのように変わるのかをお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君（登壇） それでは、下水道事業に公営企業会計を取り入れるメリットについてでございますが、下水道事業は水道事業などの地方公営企業法が当然に適用されるものではなく、任意で法を適用することができるものであります。現在公営企業は人口減少に伴う料金収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新投資の増大などによ

り厳しい経営環境にあり、住民生活に必要なサービスを持続的に提供するためには公営企業会計の導入を図り、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等の財務諸表を作成し、みずからの経営成績、財政状況等を把握することで中長期的な視野に立って経営基盤の強化、財政マネジメントの向上を図らなければならないものとなっております。

国は、地方公営企業法を適用していない下水道事業などの公営企業に対し、公営企業会計の適用について3万人以上の市区町村は31年度まで、3万人未満の市区町村はできる限り移行することを求めており、このため国からの財政支援も講じられているところであります。また、公営企業会計に移行することで消費税等について一般会計繰入金を補助金、出資金で繰り入れ、その使途を減価償却費等に充てることで消費税等の減額が認められるなど、費用の軽減が図られるものでもあります。

当市におきましても、使用料収入の減少、老朽化施設により施設の更新も控えており、資産の把握を行うことで耐用年数も明らかになり、中長期的な経営基盤の強化が図られ、また消費税等の軽減による収支の改善などを見据え、法の財務適用等を適用する一部適用に取り組むこととしたところであります。

次に、市民にとって公営企業会計を取り入れると、以前に比べてどのように変わるかについてであります。下水道事業の目的は公衆衛生を向上させ、公共水域の水質の保全に資するものであり、住民の生活において非常に大切なインフラと考えております。

一方、下水道事業は下水道使用料が収入の多くを占めるものであり、下水道使用料は住民生活には密接な関連があると考えておりますが、財務規定の適用により資産の把握を行ったことにより、資産の老朽化の状況に応じた更新計画など安定した経営の状態を保つための中長期的な経営戦略を策定し、住民への影響を軽減するための方策を考えていくことができるものであります。また、作成した財務諸表を開示することで使用料収入と費用との関係などの情報提供を図るとともに、他の公営企業や民間企業との比較も可能となることで経営に対する住民の理解、関心につながると考えているところでもあります。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今技監が答えられたのは、大体総務省が今回の3万人以上の人口のある町の、要するに公共下水道の関係、いわゆる公営企業会計を取り入れるという話の中の大体そのままかなとは思っているのですが、人口3万人以上の自治体には31年度中という、人口3万人未満の場合には先ほど技監もおっしゃったとおりできるだけという話なのです。インターネットなんかで調べてみると、なかなか3万人以下のところってまだまだこういう流れにしていくところは少ないような情報もあるのですが、砂川の場合、職員の配置となると課長補佐ともう一人ぐらいの下水道事業だとは思っています。今も普通に会計上はやっているわけで、利用料もある程度適正に今はあるのだろうと思うわけです。ここで、なぜ公営企業法を使うのか。かなり固定資産もしっかりと把握していかなければ

ればならないし、いろんな資料というか、いろんなものをきっちりとつくっていかねばならない、当然それはどこかではつくるのでしょけれども、ただ、今のところそんなに大きな事業ではないなと思うものですから、これによってきっとまた職員もふやしていかなければいけないのかなとも思うのですけれども、まず1点、今のところは職員の名簿を見る限りは下水道係というのは2人、課長補佐クラスともう一人という職員体制だと思うのですけれども、今後この公営企業法を適用することによって、人数をもうちょっと増員するということを図っていかねばならないのかどうかという点もお伺いしたいと思うのですけれども。

それから、病院会計なんかは全適なので、ちょっとまた違うかもわかりませんが、逆を言うとわかりづらい形になってくるということもあるのかなと、正直言うと思うのです。今なら現金発生主義ですから、1年の間でこうしてこうなってこうなったというところではあるわけですが、今後は貸方とか借方とか、なかなか難しい予算書なり、それから決算書なりになってくるのかなと思うわけですが、その中で特に公営企業会計を使うということは、民間の企業と同じようなやり方をしなさいということでもあるわけですから、基本は独立採算制であるのだからと思うわけです。つまり使用料の中でうまく賄って、効率よく事業を進めていくということが公営企業会計を取り入れるということを進める一つの理由でもあると思うわけですが、ただその中には先ほどの減価償却費というものも当然費用の中に入ってくるわけです。当然これは、民間の考え方としては当たり前前の考え方なのだからと思うのですけれども、減価償却費というのはマイナスに入ってくるわけですよ。つまり収支を合わせるということは費用がふえていくということになるわけで、収入をもっとふやしていかないと、プラス・マイナス合っていないことになるわけです。先ほど言ったように、職員もいろいろ大変な会計をやっていく上では、少し増員もしなければならぬのかなとも思うと、今までよりも経費がふえていて、ここでバランスをとっていくためには市民にとっての使用料の値上げということにもなりかねないのではないかなとも思うわけなのですけれども、そういう心配はないのかどうかということもお伺いをしていきたいと思えます。

それで、ほかの町なんかを見ていくと、結構前からいろいろとロードマップというのですか、この公営企業会計を取り入れるためにはいろんなことを情報発信していったりしているのです。では、砂川市の場合どうかというと、私も社会経済委員ですから、たしか平成29年3月に砂川市の下水道事業経営戦略というのが配られていて、これを読んでいくと、ここには一部適用をとということも書かれてはいるのですけれども、多分これだけだったのではないかなと思うのです。今回の条例が出るまでの間のことなのですから、ちょっと情報発信がこれまでなさ過ぎたのではないかなとも思うのですけれども、その辺のこともあわせて2回目にお伺いしたいと思えます。

○議長 飯澤明彦君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 今のご質問は、企業会計に行くことによって経費がかかるのではないかというお話だと思いますが、企業会計に行くに当たりましては新しいシステムを導入してまいります、現在行っている、私どもの会計では使用料が水道企業団さんのほうにやっていただいている関係がございますので、そうそう業務量がふえると考えているところではございません。業務としては、決算等を自前でつくっていかなければならないという部分もございますけれども、そういうところからいくと十分今の体制で今後ともやっていけると考えているところであります。

それから、独立採算というお話でございますけれども、今度の新しい会計につきましては当然減価償却という考えが入ってきます。その減価償却に充てる財源というものにつきましましては、これまでもらってきました補助金、それから住民の皆さんからいただきました負担金、それから既に国からいただいております、既に償還が終わっております地方債等、これらを減価償却費に充てる長期前受け金という形で計上させていただくということと、これから使用料と今一般会計からもらっている繰入金の中で負担させていただいております起債の償還、これらにつきましては補助金という形で計上させていただきますので、実際に新たに経費がふえるということではなく、これは財務規定の関係でこれまでかかってきた資産と、それからこれから償却していく負債の状況、これらを会計に取り込むためのテクニックでございますので、これをやることによって新たな経費がふえるということではないところであります。

それと、独立採算というお話でございますけれども、最初に私のほうで説明させていただいたのですが、経営基盤の強化ということで、これにつきましてはこの会計を導入することによりまして収支の状況、それから資産の状況を今までの会計よりもよりの確に把握できる、基礎的な情報をより多くの確に収集できる。それを将来に向けての下水道経営の安定化につなげる経営戦略に役立てていきたいと考えているところでございます。

それから、先ほどよりありました私どもの発信というところでございますけれども、私どもが行っているのはたしか29年3月に行いました経営戦略、この後につきましてはうちのほうで発信していることは今のところないところでございます。ただ、今回企業会計の意向につきましては3年間の準備をさせていただきます、今回で3年目ということで、今回につきましては条例の制定だとか企業会計の作成というところで3年目として今やらせてもらっているのですけれども、その前段の2年間でも資産の確認等々準備を進めながら時間をかけて計画的に進めさせていただいたところでございますので、そういう面からいきますとロードマップというものはお示ししておりませんが、十分協議した中で進めてきたところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

職員につきましては、このままという考えでいるところでございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 もうちょっと細かいことは委員会ですということになるのですが、結局のところ2年も3年も前からやってきたと。ただ、私たちに示したのは先ほど言った平成29年3月の下水道事業経営戦略だけですというお話だったので、もうちょっと委員会等にでも出していただけたらよかったなと思うのです。何でそうだったのかなとも思うのですが、議会にとってみると大事なことです。というのは、今までの会計とまた違う会計のやり方になってくるわけですから、先ほども言ったように契約の関係なんていうのは議会の議決を経る必要は全くなくなっていくわけですから、私たちのチェックが入っていきづらくなるわけですから、これは、もう病院なんかでもよくわかることであって、病院はもう契約するのは一々金額の多寡にかかわらず、自分のところでやっていくというのが企業会計なものですから、議会とのかかわりが薄れていく、こういうものを取り入れるということについては、もうちょっと議会へ報告等があってもよかったですかなと正直思います。

今後の話なのですが、やっぱり今までと違った形の予算書等が出てくるのだらうとも思いますので、この辺のところというのはいつごろからそのような形式になっていくのか。今の答弁でいくと、2年か3年前からもう進めているということなので、この条例が可決されれば、すぐ公営企業会計が取り入れられていくと理解をしてもいいのかなどうか、最後にお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 私のほうで説明が足りなかったようでございますけれども、3年前からこの移行の費用につきましては特別会計の予算のほうにも上げさせていただいておりますので、執行方針等でもご説明させていただいたところでございますけれども、そういう面では少し説明が足りなかったのかなと考えているところでございます。

また、準備につきましては3年間かけてきましたので、新年度の4月からこの会計に移行したいなと今考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 (登壇) 私も議案第3号 砂川市下水道事業の設置等に関する条例の制定について質疑をいたしますけれども、今ほどもやりとりがあって、対住民との関係においての質疑、答弁は今聞いて理解しましたので、1点ほど削りまして、大きく3点ほど質疑いたします。

まず最初に、砂川市の下水道事業は人口減少や節水期の普及等により、今後も使用料収入の減少が見込まれる一方で、既存施設の老朽化に対応するための改築更新費用の増大が見込まれています。こういったことから、平成26年8月に総務省から地方公営企業の経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むための経営戦略を策定するよう通知があったことを受けて、現状と将来見通しを踏まえた中長期的な経営の基本計画として、昨年3月に砂川市下水道事業経営戦略を策定しました。この中においても、平成31年度から

地方公営企業法の財務規定について適用する、いわゆる一部適用を開始する旨が記載されており、それに伴っての条例提案と受けとめています。そこで、以下の点について順次伺います。

まず、今回の改正を受けて地方公営企業法の一部適用になった場合に、それが下水道事業全体にどのような影響効果を与えるものなのかについて。

次に、現在も下水道事業特別会計には一般会計からの繰入金がありますが、この点については今後も同様のものと理解してよいのか、それとも変化があるのかについて。

最後に、さきにも述べたとおり、砂川市を含め全国的に人口が減少する事態となり、既存の施設インフラの更新等については、経営に重大な影響を及ぼすことに鑑みると、今後間違いなく続いていくであろう処理人口の減少を見据えて、このたびの改正によって経営基盤の強化を図るための具体的な方法については、今の時点でどのように考えているのか。

以上のことを伺いまして、演壇からの初回の質疑といたします。

○議長 飯澤明彦君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君（登壇） それでは、3点ほどご質問いただきました。

まず、1つ目の地方公営企業法一部適用による下水道事業全体の影響についてでございますが、これは先ほどもご答弁させていただいたところでございますが、改めてもう一度ご説明を申し上げたいと存じます。

下水道事業につきましては、地方公営企業法が当然に適用されるというのではなく、任意の適用ということでございます。現在この下水道事業につきましては、人口減少に伴う料金収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新投資の増大など、厳しい経営環境にあるところであり、住民生活に必要不可欠なサービスを持続的に提供するためには公営企業の導入を図り財務諸表等を作成し、みずからの経営、財政状況等を把握することで中長期的な視点に立った経営基盤の強化、財政マネジメントの向上を図っていかねばならないものと考えているところが1つ目でございます。

次に、国は地方公営企業法を適用しない下水道事業などの公営企業の適用について、先ほどもご答弁申し上げましたが、平成31年度までに人口3万人未満の市区町村においてもできる限り移行するように求めているところであり、これにつきましても国からの財政支援もあるところでありますので、これらを活用した形で移行することがメリットだと考えているところでございます。

また、公営企業会計に移行することで消費税について、現在一般会計からいただいております繰入金につきましては、補助金、出資金という形で減価償却に充てることで、消費税の減税が認められるという下水道経営の費用に関する軽減にもつながるところでございます。当市におきましても使用料収入の減少、老朽化による施設の更新も控えており、資産把握を行うことで耐用年数も明らかになり、中長期的な経営基盤の強化が図られ、また消費税の軽減による収支の改善も図られることが見込まれますので、法の財務規定を適用

する一部適用に取り組むこととしたところでございます。

次に、下水道事業に対する一般会計からの繰入金は、今後どのように考えていくのかについてであります。下水道事業会計における一般会計からの繰り入れにつきましては、総務省が示す地方公営企業の繰り出し基準に基づき算定しているところであります。公営企業会計では収益的収支と資本的収支に分かれ、それぞれの収支において一般会計から繰入金を負担金、補助金、出資金に区分して計上することとなります。移行に伴い繰入金額としては大きな変動に結びつくものとは考えておりません。現在予算編成作業を進めているところであります。消費税等の対応を考慮した予算の計上も含め、効率的な予算となるよう検討、協議を行っているところであります。

次に、処理人口の減少を見据えた経営基盤の強化を図るための具体的な方法についてどのように考えているかについてであります。本市の下水道事業は快適で安全な環境整備、適正な施設管理、安定した下水道経営を経営の基本としているところであり、人口の減少による使用料収入の減少や既存施設の老朽化も進む中、これまでも安定した事業の継続を図るため、効率的かつ経済的な改築更新、適正な維持管理に努めてきているところであります。今後における経営基盤の強化につきましては、これまでも中長期的な経営の基本方針として下水道事業経営戦略を策定してきたところであります。公営企業化により新たに作成する財務諸表などをもとに、みずからの経営や資産等の基本的情報を的確に把握し、収支見込みなど経営戦略に反映させるとともに、減価償却費の導入により資産の老朽化の状況も把握できることになりましたので、更新計画の策定に生かすなど、公営企業会計の導入を契機により一層経営の安定に向けた取り組みを進めていく考えであります。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 今ほど3点にわたって答弁をいただいたわけですが、先ほど黒議員のほうも質疑をされていましたが、下水道のインフラというのは我々市民が生活していく上で欠かすことのできないインフラでありますので、経営基盤の強化を経営戦略をつくってやっていくというのは非常に言うことや計画をつくることということは、行政マンの皆さんとしてはいろんな推計を立ててデータに基づいてということは当然なのでしょうけれども、一方でこの人口減少社会に到来をしていて、どういう状況、環境下によって人口が変動するか。特にこれから大きくふえる見込みが残念ながら余り考えられない中では、やっぱり減少していきだろうなと。その減少幅が極端に大きくなると、また推計が狂ってくるといったことも出てきます。当然、先ほども言いましたけれども、上水道とあわせて下水道というのは人が生活する上で欠かせないインフラではありますけれども、広大な北海道の中でやはり点在しているから利用しているサービスを経営的なものの視点だけで非効率だから切り捨てるといったことには当然ならないわけでありまして。ただ、そうはいいいながらも、市民の皆さんからの負担を募って使用料をいただいて運営をしていくということを考えれば、ある程度の効率化といったことも考えていかなければならないだ

ろうと。この経営戦略に基づいて、地方公営企業法の一部適用をして財務諸表等を整えて経営状況を明確化にするといったことは、まずワンステップとしては必ずやらなければならないことでありますけれども、同時にその情報が行政マンの皆さんや我々住民代表である議員に示されるだけではなく、これは一般の市民の方にもわかりやすく情報を開示して提供していかないと、これから人口減少社会を今まさに進んでいるわけでありましてけれども、応分の負担ですとか、時には使用料の値上げとか、マイナス的なものも正直に話して、一緒になって解決策を模索していく必要があるのかなと思っております。これから地方公営企業法の財務規定が適用になると、いろんな書類が整って、資産把握等も容易に務まるということでありましてけれども、一方で住民の皆さんに対する周知のあり方といったことも一緒に考えていかないといけないのかなと思っておりますが、総論的なこととしてその辺については今原課としてはどのように考えているのかということをお伺いしたいと思います。

次に、一般会計からの繰入金の関係でありますけれども、これについても額の変動幅は余り大きくないということは先ほどの答弁で理解いたしました。今度会計の書類等の方式が変わるといえることになると、やはりこの点についてもきちっと住民の皆さんに対する説明をしなければ、なかなか理解しがたいところもあるかと思っておりますので、最初のボタンのかけ違いが生じてしまえば、やっぱりおかしなことになって困りますので、せっかくこういう新制度を整えるときには、先ほどの質疑と関連しますけれども、この会計書類の見方等についてもきちっと住民の皆さんに定期的に開示する、しかもわかりやすい解説をつけてといったことも必要かなと思うのですが、その点についてどう考えているのかということをお伺いしたいと思います。

それから、3点目の質疑ですけれども、質疑でも繰り返し言っていますけれども、今どういう経営状況にあるかという明確化をするということは、最初のステップとしては必要なことなのですが、それとともに先ほどの質疑でもあったように、今なかなか技術職を雇用することができないと。人がいなければ、そのインフラを維持することも難しい。これは、ハード面の管理といったところからも、人の確保といったことを考えていかないといけないということも当然経営に影響を与えるわけですから、新人を即採用したからといっても、技術の継承がなければ、やっぱり技術職なので、それはいけないでしょうし、さりとて技術を持った方を中途採用するということになれば、それ相応の賃金といったものが発生するかもしれない。そういったバランスも考えていかないといけないと思っておりますし、管渠の更新には莫大なお金がかかります。国から幾ら有利な借金をできるといっても、その負担は将来の市民、住民の皆さんにかかってくるわけですから、これについてもやはり物事の優先順位といったものをつけざるを得ないところもありますし、それから管渠の長寿命化といったことでいろいろと対応をとっておりますが、どうしても長寿命化をしても限界が来て管渠を更新しなければならない事態がある程度迎えてくる時期が来るだろう

と。それを平準化していかないと、一気に管渠の更新をするということになれば莫大な経費がかかるわけでありますから、その辺についてもせつかく資産の把握をして財務諸表等が明確になるということであれば、計画的に考えていくといったことは今までもやっているのでしょうけれども、より一層公営企業会計になるということはそういった点に注視していかないといけないのかなと思うのですけれども、その点についてどのように考えているのか再質疑としてお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 3点ほどご質問がございました。

まず、住民の周知でございます。先ほどのご答弁でも申し上げましたとおり、作成した財務諸表を開示するという簡単な言い方でございますけれども、これにつきましてはやはり財務諸表を見ただけでは大変難しい書類でございますので、これにつきましてはわかりやすい形で、2つ目のご質問ともかかわってくるのですけれども、今までの繰入金は1カ所でございますけれども、今度の会計につきましては3条予算、4条予算ということで分散した形になるかと存じますので、これにつきましてもわかりやすい形で開示していく、仕方につきましては他市の状況も見ながら、参考にしながら開示していきたい。そして、市民の皆様がこの大切な下水道施設というものの関心を少しでも持っていただけるものにつながっていければと考えているところでございます。

それから、先ほどのインフラ整備の平準化というお話でございますけれども、これにいくにしても、どのくらいの財源が確保できるのかということになれば、やはり企業会計に行くことによって現状の収益の状況、もしくは資産の負債の状況等を把握した上で、その中から更新費用にどれだけ回せるのか、またどれだけ借金ができるのかということも見ていきながらの平準化になるかと思っておりますので、今後の計画になるところでございますけれども、このような形で進めていくべきだと考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 細かいことは予特のほうでも聞けるので、繰り返しになりますけれども、今ほど答弁をいただいたので、大丈夫だとは思いますが、住民の皆さんにとって生活を維持する上で必要なインフラであるということを考えると、言葉で私もここで簡単に説明してくださいということを言いますが、一つの例えば繰入金という用語にしても、それから収益的収支、資本的収支といった用語のことを住民の皆さんに提示したとしても、それがどういったことかというのは、会計をやっている方でも行政の予算というのはなかなか普通の人の方がわかりづらいところもありますので、そういったこともでき得る限り丁寧にやっていただきたいと思いますし、先ほど管渠の更新の平準化といったこともいろいろバランスをとって考えていくという方向を示されたとは私は理解しておりますけれども、それも先ほど質疑の中で触れたように、この狭い砂川市内であっても、住む地域によっては人口が点在化しているような場所も出てくると。そうなると、管渠の更新の優先順位もお金に

も限度があるわけですから、どうしてもそういったものの差異をつけていかないといけないといった状況も生まれると思います。ですので、行政や我々議会で議論するだけではなくて、これから本当に人口が少なくなっていくと言われている中で一生懸命生き残りをかけてどこの自治体も頑張っているわけでありますけれども、住民の皆さんとともにあるということを考えるのであれば、最近は農商工の分野でも団結セミナーとかいろんな異業種がかかわっての市民の皆さんが集まって、いろんなアイデアを出し合うといったこともあります。下水道についても、決して晴れやかな物事ではなく、むしろ地味なものかもしれませんが、生活をしていく上では本当に欠かすことのできないインフラでありますので、そういった住民の皆さんが参加する形も、せつかく条例を上げて終わりではなくて、そういったこともぜひ考慮にしていっていただきたいなと思うのですけれども、その点だけ最後にお伺いをして質疑を終えたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 この会計に移行する一番の目的は、経営基盤の強化に役立てるところでございますので、それにつきましては行政のみならず、住民の方にも見ていただく、双方のやりとりができる形での開示ということを取り入れていきながら今後の下水道資産を守っていく形で検討していきたいと考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第3号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第4及び第5号の一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第4号及び第5号の一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第6号から第15号、第19号、第17号、第18号及び第20号の一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

武田圭介議員。

○武田圭介議員 (登壇) それでは、議案第7号と第8号について総括質疑をいたします。

まず最初に、議案第7号 砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例について、大きく5点ほど質疑いたします。

このたびの条例改正は、これに連なる全ての条例改正に通ずるものでありますが、さきの提案理由の説明にあったように、社会保障財源に充てるための消費税率引き上げを目的とした税法改正に伴うものと理解しています。消費税は、納税者と担税者が異なる間接税ではありますが、公の施設の使用料、利用料金等についても利用する方々が最終的な負担

者となることが予定されていることもあり、また平成25年12月に総務省から消費税の引き上げに伴う通知も出されていることから、このたびの各施設における料金の改定が提案されていると理解しています。それを前提とした上で、以下について伺います。

最初に、このたびの消費税率の引き上げについては、過去2度にわたり消費税率の延期も行われてきました。政府は、来年10月に今の消費税率を2%上げて10%とする方針を打ち出しています。しかしながら、都市部と異なり、地方においては景気の先行きが不透明であり、経済状況が好転しているとはもろ手を挙げて言いにくい状況にある中で、今なぜこのタイミングで条例改正を行うのか。もう少し様子を見てから改正してもいいのではないかと。

2点目に、今回の改正に伴って各施設の利用料金等が値上げされますが、それに伴う市民負担の影響額が全体としてどれくらい出ると見込んでいるのか。

3点目に、消費税率の引き上げに伴って、過去の導入期や3%から5%、5%から8%へと税率の引き上げが実施されてきましたが、過去の状況を見据えて今後8%から10%に消費税率が引き上げられた場合の各施設における個人や団体の利用状況がどのように影響すると見込んでいるのか。

4点目に、市内の施設の中には直営から指定管理まで形態が異なっているものがあります。各施設に対しては、一般会計から維持管理などの経費を出していますが、予算の歳出において今回の消費税率の引き上げによってどれくらい影響が出ると考えているのか。

最後に、このたびの条例改正はそもそも法律の改正に伴う改正であり、利用者の視点からすると日用品だけではなく、あらゆるものに税がかかっている印象を拭えず、さきに述べた経済状況を取り巻く環境をおもんばかるに、税に対する重税感は納税者の一員としても感じるところです。国の施策に連動して税などの公平性を考えると、時期的なものは別としても、改正はどこかのタイミングで行わなければならないことは承知しておりますが、そうだとすれば住民に対する周知や説明についても各施設任せにするだけではなく、砂川市としても全体で何らかの形で行うことができないのか。

次に、議案第8号 砂川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、大きく5点について質疑いたします。

最初に、先ほど提案説明がありましたように、医師の確保は全国的な課題となっており、他の地域よりは恵まれている砂川市立病院も例外ではないと承知しています。医師の確保は、病院経営にも直結するだけではなく、地域の医療の安定的な供給という面からも積極的に取り組まなければならない課題であり、このたびの条例改正には合理的な理由があると考え、以下について伺います。

1点目に、今回の定年延長を行うに当たって、病院としての考えなり、その詳細な理由について。

2点目に、今回提案されている条例案を見ると延長は2年とされていますが、人生80

年時代が到来し、少なくとも70歳でも元気であれば多くの方々が社会の第一線で社会貢献や活躍をされています。医師の専門性を考えると、定年延長によって活躍できる機会がふえることは、病院を利用する方々にとってもいいことだと思いますが、延長期間を2年としたことについて。

3点目に、公務員の定年延長は中央でも議論されており、そう遠くない将来に定年延長の方向で進んでいくと思います。一般的に市職員の場合、まだ定年延長の具体的な話は見えていませんが、人事院のモデルを参考とすると、定年延長によって一定の年齢に行くと役職の停止や給与の引き下げなどが行われるとされています。これもまだ固まっていませんが、おおむねこの方向で進みそうです。医師と通常の公務員とでは、比較する前提に差異があるかもしれませんが、定年延長制度の先行きが見えない中、このたびの定年延長に伴って、それらについては病院としてどのように考えているのか。

4点目に、定年延長に伴ってベテランの医師が多く残ることは、指導医として後進を指導するなどメリットになる点も多々あるかと思います。一方で定年延長に伴い、医師の定数が一定程度安定して残るため、新しい医師の招聘などについて影響が出ないのかどうか。

最後に、病院も一つの組織である以上、世代間のバランスや組織内部の年齢のバランスは配慮する必要があると考えますが、その組織バランスについてはこのたびの条例改正を提案するに当たって病院としてどのように考えてきたのか、あるいは考えているのか。

以上のことを伺いまして、演壇からの初回の質疑といたします。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員の総括質疑に対する答弁は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 5点ほど質問があったかと思います。

まず、なぜこの時期に条例改正するのだろうかということでございます。消費税の関係する法律、平成28年11月に改正されて、施行日も31年10月1日という、それまでは附則でいろんな定め方をされていましたが、今回については10月1日ということで確定された法律でございました。また、本年10月15日に臨時閣議で首相が正式表明されたということがあります。また、加えて平成31年度の当市の予算編成におきまして、消費税増税分を加味した積算をするという方向でございますので、使用料収入など根拠となる条例改正が新年度予算提案前に進めたいということで今議会で提案したところでございます。

次に、市民負担の影響額でございます。29年度決算ベースで試算するしかないのです

けれども、一般会計全体では歳入では6万7,000円程度の影響と試算しているところ
でございます。主に施設利用者の利用料が引き上げされることによる影響というところ
でございますけれども、施設利用につきましても定額な100円とかという金額の場合に
ついては据え置きのみでありますので、市民負担の影響は少ないものと考えているとこ
ろでございます。ただ一般会計でないのですけれども、一番影響があるのは下水道の料
金でございます。これも8%になったときにも同じように上げているわけですが、
今回全体で270万円ほどの影響額ということでございます。これが半年の部分でござ
いますので、下水道使用料については平均で1.8%程度の影響があるものと考えてい
るところでございます。

それから、各施設の利用状況の見込みでございます。前回26年、3%上がった時期の
状況を見ますと、主な施設ではほとんど影響がなかったということでございます。今回に
ついても、全体として1.8%ということではございますけれども、引き上げない部分も
ございますので、ほとんど影響はないのではないかと、施設利用については考えてい
るところでございます。

次に、歳出予算の関係でございます。どのぐらい影響があるかといいますと、明年10
月以降、工事関係発注に当たっては全て消費税が10%になるという考え方からしますと、
市の一般会計全体では3,500万円程度の負担がふえるという見込みをしているところ
でございます。また、指定管理をされている各施設については、対応する消費税を引き
上げる、しないにかかわらず、全体の委託料の算定の中で計算する部分でございま
すので、適切な負担をしていただきたいと思いますし、委託料についても適正に負担して
まいりたいと思っております。

最後になります。住民に対する周知でございます。これも26年4月に8%になった時
点で「広報すながわ」を中心に周知をしております。今回につきましても、10月1日
の施行に向けて、「広報すながわ」はもとよりホームページ、それから各施設、それぞ
れ事前周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君（登壇） 5点ほど質問がございました。

まず、定年延長の詳細な理由と、あと関連がありますので、医師確保の影響について
ありますが、国においては一般職の定年延長も議論されております。ただ、これを決
定するまでの間に多くの医師が定年を迎えることとなります。当院の医師の定年退
職の状況は今年度は該当者はありませんが、平成31年度から平成33年度までの3
年間で7名の医師が定年退職を迎えることとなります。診療科によっては、大学医
局員の減少に伴い、定年退職者の後任の医師の派遣が確約されないということも
想定されることと、病院勤務医の多くは65歳で定年を迎えますが、その多くは
他の医療機関で勤務している状況があり

ますので、もう少し当院で力をかしていただきたいと、そういう思いから改正を行うものであります。

次に、2年延長の根拠についてであります。医師については一般職と違いまして特殊性がありまして、既に医師の定年退職の年数を65歳以上に引き上げられている町村もあり、中には70歳を定年と定めている町村もあります。いきなり5年延長して70歳とするのは、該当する先生方にもちょっと抵抗があると思いますので、まずは2年延長としたところであります。

次に、役職の扱いと給与の関係についてであります。現時点では65歳を過ぎても高いスキルを持って病院経営や病院運営に参画していただいている先生方のモチベーションの維持のためにも役職を外すということは考えてはおりません。また、医師の給与は医師免許取得年次と役職により決定されることから、今回の改正では役職を外さないことから大きな差が生じることはございません。

それと最後に、組織バランスについてでございますが、確かに定年を2年延長することに伴い年齢構成が高くなりますが、大学医局員の減少に伴い定年退職者の後任医師の派遣が確約されないことも想定されることと、長年培った経験や高いスキルを持つ先生を慕ってくる若い先生もいることから、組織的にバランスが崩れることは少ないと考えております。

以上でございます。

○議長 飯澤明彦君 質疑、答弁中については静粛に願います。

武田圭介議員。

○武田圭介議員 それでは、今答弁をいただいたので、再質疑をしますのですけれども、大体大きなことを聞いて、今の答弁で納得したところもあるので、まず最初に消費税の関係からいくのですが、なぜこの時期にといったことで先ほど答弁があつて、それは理解したのですけれども、ただいろいろと国のほうの動向を過去のにも見ますと、なかなか考えられないとはいいいながらも、何が起こるかかわからない経済情勢下にありますので、また政府の方針が変わったとすれば、これ今条例改正しますから、手続的なことの確認ですけれども、その際には例えば消費税の増税が再延期になるようなことがあれば、また条例改正をするといった手続になっていくのかどうか。この点について、再質疑としてお伺いをしたいと思います。

それから、影響額とか利用状況のところも過去のなものとか決算ベースのものから先ほど答弁をいただいたのですけれども、想定していたよりも余り過去のには影響は多くなかったのかなとは思いますが、一方で物価が上昇して、例えばお年寄りの方でも年金が減っていたり、若い現役世代の方でも可処分所得がなかなかふえていかないような現状を鑑みると、やっぱり税の公平な負担というのは間接税である消費税は有利だと言われていながらも、非常に重税感というか、一般の庶民というか、中所得者、低所得者にとってはな

かなか重税感が拭い切れないところがありますので、この辺の影響は過去の余り影響がなかったからということを通信することなく、その辺の状況といったものも今後データを仮に税金が上がったときにも利用状況や利用料金のところで把握する機会があるかと思えますので、その辺の分析はしっかりやっていただきたいなと思えます。

それから、直営指定管理の関係の一般会計から経費を出すという話があって、先ほど答弁をいただいたのですけれども、特に気になっているのは指定管理、砂川市は指定管理を任せている団体というのは結構あるのですが、その中でも金額が突出して大きいのは地域交流センターゆうの指定管理だと思うのですけれども、先ほどの答弁では具体的な金額のお話はなく、適正に対処していきたいという話があったのですが、さりとて今後予算編成を迎えるに当たっては、ある程度の消費増税に伴って委託費の増加が見込まれるのであれば、大ざっぱな概算であっても金額が大きいだけにどれぐらいの金額になると原課の中では試算しているのか、この点について再質疑としてお伺いをしたいと思います。

それから、住民周知の関係は過去のにも増税があって、税金の税率のアップだけではなくて、いろんなことを通じてもそうなののですけれども、住民の皆さんには制度の変更とか、特にお願いをしなければならないときには丁寧に説明を尽くすといったことも必要ですし、お知らせをすることはずっと続けていかなければいけないことでもありますので、これはやっていただきたいと。税に関しては、2点ほど再質疑としてお伺いをしたいと思います。

それから、病院の関係でありますけれども、こちらのほうは理由がよくわかりました。ただ心配するのは、過去の議論の中でも医療職というのは非常に給料の高い人、当然専門性があるスキルを持っていますから、それはしかるべきなのでしょうけれども、今砂川市立病院、医業収益等を見ても黒字でしっかり経営をされているので、そういう面であれば人件費率というのは余り経営上の判断材料にはならないのかなと。当然医療職ですから、人件費は高くなって当然ですし、それで黒字を出しているのであれば問題はないのですが、今後医師免許を取得してから医師の場合は給与が上がっていくといった一つの算定根拠になると。当然医師になってからのスキルは経験年数が影響されると思えますので、そういった方が今回2年ですけれども、もしかすると今後また定年が延びていくことになると、それが医療経営にとってどういう影響を与えるかといったことは、皆さん方は常日ごろからやっていることなのでしょうけれども、しっかりと把握をして、その経営に与える影響といったものも検討していかないといけないと思うのですが、その辺についてどう考えているのかということと、それともう一つ伺いたいのは、先ほども言いましたけれども、病院も組織ですから、ある程度年齢の平準化というか、組織バランスがあって、ベテランから新人までいろんな方々がいると組織がうまく回るといったこともあろうかと思うのですが、ベテランの方ばかりになってしまうと、また一斉に退職をされると後任の補充の問題とか、後任が仮に補充されたとしても経験の問題が出てきたりとか、それが回り回

って病院の経営や患者さんの診療に影響が出て困りますので、その辺は医師確保というのは本当、ここで何度も言っていることで、皆さん方が随分とご尽力をされてご苦勞されているのは承知しているのですが、やっぱり組織の新陳代謝ということを見ると、しっかりと医師確保についてもやっていっていただきたいなと思います。病院に関しては、1点ほど再質疑としてお伺いをしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 消費税の関係、再延期の場合ということで、当然再延期になれば、改めてまた条例改正をしていかなければならないだろうなとは思っているのですが、今回については10月閣議決定があった部分、それから今まさに国の予算が消費税増税に伴う経済対策を含めて予算組みしておりますので、まず延期になることはないだろうと思っているところでございます。

それから、委託料の影響額でございます。当然交流センター委託料、非常に大きい金額という部分もございまして、実際に維持に係る、光熱水費等々で係る増額分、あわせて委託料として事業をやってもらうための委託料に係る消費税、合わせて70万ほどが影響するのでないでしょうかと、歳出で70万ぐらいふえるのではないかとということで試算しているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 それでは、給与費の増加というか、それが病院経営に与える影響ということでございました。

2年間、定年を延長するということがベテラン医師が当院に2年多く残るということになれば、当然給与水準の高い人たちが残りますので、その分給与費としての費用がふえていくというのは当然想定されると。ただ、医師は収益を生み出すというか、稼ぎ出す先頭でありますし、医師がいなくなることによって、例えば給与費が下がったとしても、医師がいなくなると収益が下がる、人もいなくなる。そうなると、残ったスタッフのモチベーションも下がってしまうということになりますので、もちろん給与費は幾ら出してもいいということではないのですが、そこら辺経営のバランスを考えながら、まずは医者は収益を稼いでくれるという前提で今話を進めていますので、そういった考えで今はいるところでございます。

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第6号から第15号、第19号、第17号、第18号及び第20号の一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第1号及び第2号の一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号及び第2号の一括総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております19議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

◎休会の件について

○議長 飯澤明彦君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

◎散会宣告

○議長 飯澤明彦君 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 2時31分